

県有財産の一般競争入札公告兼入札説明書

(令和8年5月12日付け公告分)

入札に参加される方は、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

- 入札は、申請から入札までを郵送によって行います。
- 入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。(受付期間：令和8年5月12日(火)から同年6月30日(火)まで(必着))
- 入札に関する用紙は必ず9ページから13ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、総務局総務室まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県

総務局総務室

総務局財産経営部財産経営課

目次

ページ

1	入札物件	1
2	入札に参加することができない者	2
3	契約を締結することができない者	2
4	入札参加申請	2
5	現地説明会	2
6	入札保証金	3
7	入札期限及び提出書類	3
8	入札書の注意事項	4
9	開札	4
10	入札の無効	4
11	落札者の決定	5
12	再度の入札	5
13	契約の締結及び契約保証金	5
14	売買代金の支払方法	6
15	所有権の移転及び費用負担	6
16	その他の注意事項	6
17	入札結果の公表	7
18	問合せ先等	7
	様式集	8
	封筒の記載例	14
	県有財産売買契約書（案）	17
	くじ引きの方法について（例）	21
	物件調書	22

1 入札物件

物件番号	物件名 所在地(地番)	地目等	土地：地積(実測) 建物：延床 (㎡)	予定価格 (千円)	用途地域等
1	元旭警察署万騎が原交番 横浜市旭区万騎が原 101 番 3	宅地 建物	149.14 43.87	24,100	第1種低層住居専用地域
2	元緑警察署鴨居町公舎 横浜市緑区鴨居四丁目 1014 番	宅地 建物	1,010.81 825.72	174,900	第1種住居地域/ 第1種低層住居専用地域
3	元横須賀警察署佐野公舎 横須賀市佐野町五丁目 28 番	宅地	1,210.97	600	第1種中高層住居専用地域
4	元横須賀警察署汐見台連絡所 横須賀市汐見台三丁目 32 番 228	宅地 建物	150.18 70.66	15,200	第1種低層住居専用地域
5	元夏島公舎 横須賀市夏島町 5 番	宅地 建物	3,305.41 2,799.12	320,700	近隣商業地域/ 第1種住居地域
6	元茅ヶ崎警察署岡田交番 高座郡寒川町岡田五丁目 490 番 3	宅地 建物	132.27 40.84	18,800	第1種住居地域
7	元秦野警察署入船町公舎 秦野市入船町 2051 番 1 外 12 筆	宅地 建物	2,368.11 1,641.74	55,500	準工業地域
8	(1)元大寿荘 足柄下郡箱根町宮城野字日影山 1355 番 4 外 1 筆	山林 建物	5,497.92 1,738.66	82,000	第1種住居地域
	(2)元大寿荘職員宿舎 足柄下郡箱根町宮城野字日影山 1358 番 6	雑種地	1,070.30		第1種住居地域
9	元相模原総合高等学校 小グ ラウンド 2 相模原市緑区大島 1229 番 54	学校用地	1,838.33	95,300	市街化調整区域 (相模原市開発審査会提案基準 22)

注1 物件の詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

注2 本件に係る売買契約は非課税取引です。

注3 物件番号7、8については土地の実測面積と公簿面積、物件番号2、7については建物の建築確認申請台帳記載面積等と公簿面積が異なります。将来的に更正登記を行う場合、県は一切の費用を負担しませんのでご了承ください。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。

(1) 提出期間

令和8年5月12日（火）から同年6月30日（火）まで **（必着）**

※ 書留又は簡易書留にて郵送してください。

(2) 提出書類（提出部数1部）

県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

（用紙は必ず本説明書の9ページをコピーして使用してください。）

また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

(3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を「18 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

(4) 参加申請後

申請を受け付けた場合は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループから、次の書類を送付しますので、令和8年7月8日（水）までに書類が届かない場合は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループ（045-210-3032）までご連絡ください。

ア 入札参加申請書（受付印を押印したもの）

イ 入札保証金に係る歳計外現金納付書・領収書

(5) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請の場合、一部の方のみの辞退は認められません。申請者全員の連名により入札期限までに辞退届（任意様式）を提出する必要があります。

5 現地説明会

物件の現地説明は、次のとおり行います。

説明会の参加を希望される場合は、令和8年5月29日（金）16時までに総務局財産経営部財産経営課調整グループ（045-210-2506）に電話でお申し込みください。

物件番号1	元旭警察署万騎が原交番	令和8年6月1日（月）	15時00分から 15時30分まで
-------	-------------	-------------	----------------------

物件番号 2	元緑警察署鴨居町公舎	令和 8 年 6 月 2 日 (火)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで
物件番号 3	元横須賀警察署佐野公舎	令和 8 年 6 月 3 日 (水)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで
物件番号 4	元横須賀警察署汐見台連絡所	令和 8 年 6 月 4 日 (木)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで
物件番号 5	元夏島公舎	令和 8 年 6 月 5 日 (金)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで
物件番号 6	元茅ヶ崎警察署岡田交番	令和 8 年 6 月 8 日 (月)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで
物件番号 7	元秦野警察署入船町公舎	令和 8 年 6 月 9 日 (火)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで
物件番号 8	(1)元大寿荘	令和 8 年 6 月 10 日 (水)	15 時 00 分から 15 時 40 分まで
	(2)元大寿荘職員宿舎		
物件番号 9	元相模原総合高等学校 小グラウンド 2	令和 8 年 6 月 11 日 (木)	15 時 00 分から 15 時 30 分まで

注 参加希望が無い場合、現地説明会は行いません。また、悪天候の場合は中止する場合があります。

6 入札保証金

入札保証金は予定価格の 100 分の 5 です。入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりです。

- (1) 総務局総務室経理・債権管理適正化グループから送付する「歳計外現金納付書・領収書」で、入札保証金を指定金融機関等に納付し、「歳計外現金納付書・領収書」の写しを入札書と一緒に入札期限までにご郵送ください。

その他の方法については神奈川県財務規則によります。

- (2) 入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を、入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。(用紙は必ず本説明書の 10 ページをコピーして使用してください。)

※ 落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当することもできます。(「13 契約の締結及び契約保証金」参照)

※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

※ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、県が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます(開札日から 6 週間程度の日数を要します。)

7 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに「18 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に以下の書類を書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和 8 年 7 月 15 日 (水) **(必着)**

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。提出の際は、 <u>中封筒に封入して郵送してください。</u>
入札保証金納付書の領収書 （「歳計外現金納付書・領収書」）の写し	別途送付する歳計外現金納付書・領収書により納付した後、領収書の写しを郵送してください。 <u>原本は郵送しないでください。</u>
入札保証金返還請求書	入札保証金を返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の 10 ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。

※「入札参加申請書の写し（県が受付印を押印したもの）」については、県で写しを取るため提出不要としています。

8 入札書の注意事項

- (1) 入札書（用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名）のうえ、必ず中封筒に封入してご郵送ください。
- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで、土地並びに土地に付随する建物、工作物及び立木等に係る合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- (3) 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- (4) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

9 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期限までにご郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立ち合いは不要です。

開札日時 令和 8 年 7 月 17 日（金）

物件番号 1 : 10 時 00 分

物件番号 2 : 10 時 10 分

物件番号 3 : 10 時 20 分

物件番号 4 : 10 時 30 分

物件番号 5 : 10 時 40 分

物件番号 6 : 10 時 50 分

物件番号 7 : 11 時 00 分

物件番号 8 : 11 時 10 分

物件番号 9 : 11 時 20 分

開札場所 神奈川県庁本庁舎 5 階 517 会議室（住所 神奈川県横浜市中区日本大通 1）

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札

- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 中封筒に封入されていない入札書を提出した入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「¥」の記入がないもの、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上（複数者による共同所有を希望する場合を除く。）の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (10) 申請者及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、本説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定

- (1) 県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。ただし、最高額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きの方法については、本説明書21ページをご確認ください。
 - ※ 落札候補者等は落札決定まで公表いたしませんので、ご承知おきください。落札候補者には、落札候補者の決定を令和8年7月17日（金）16時までにご連絡します。
- (2) 落札候補者は、次のものを令和8年7月24日（金）までに、「18 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」にご郵送ください。
 - ア 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書
 - イ 履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文）又は住民票（個人の場合）
 - ※ 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書の用紙は、必ず本説明書の12ページをコピーして使用してください。
 - ※ 提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。
 - ※ 期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。
- (3) 県は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会します。その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定し、落札者に対して、落札決定通知を令和8年8月10日（月）までに発送します。

なお、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。
- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

12 再度の入札

再度の入札は行いません。

13 契約の締結及び契約保証金

落札者は、落札決定通知のあった日から7日以内に別紙様式の県有財産売買契約書（案）（17～20ページ）により契約を締結しなければなりません。

なお、売買契約締結までに、売買代金の100分の10に相当する金額以上の「契約保証金」を県の発行する納付書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、県に帰属することになります。

14 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後にお申し出ください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

(1) 売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、県の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して30日以内に、売買代金全額を納付してください。

※ 契約保証金のほかに、売買代金全額をご用意いただくこととなります。売買代金の完納を県が確認した後速やかに契約保証金の還付手続を行います。

(2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、県の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して30日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。県が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続を行います。（手続には3日程度の日数を要します。）手続の完了をもって、売買代金の完納となります。

※ 納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

15 所有権の移転及び費用負担

(1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。

(2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

16 その他の注意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）

(2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。

(3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。

なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。

(6) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。

(7) 除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたして

おりません。物件調書に記載されている地中埋設物並びに現地説明会時に説明した地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。

- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (13) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (14) 境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後にその写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません。）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。

17 入札結果の公表

落札決定通知後（11 落札者の決定（3））、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額及び入札者数を公開します。

18 問合せ先等

- (1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所
総務局総務室経理・債権管理適正化グループ
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁本庁舎4階）
電話：045-210-3032（直通）
- (2) 入札物件に関する問合せ先
総務局財産経営部財産経営課調整グループ
住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1（県庁本庁舎5階）
電話：045-210-2506（直通）

様式集

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	住所	
	氏名 <small>(法人の場合は法人名並びに 代表者の役職及び氏名)</small>	

入札参加物件	物件番号 1・2・3・4・5・6・7・8・9
--------	------------------------

担当者氏名		連絡先	
責任者氏名		連絡先	

※ 押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

県有財産の一般競争入札（令和8年5月12日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書（案）及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

- 1 複数の物件に参加を希望する場合は、この用紙をコピーし、1件ごとに申請してください。
- 2 連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

住 所

氏 名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

入札参加物件	物件番号 1・2・3・4・5・6・7・8・9
--------	------------------------

金 _____ 円

県有財産の一般競争入札（令和8年5月12日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫						支店
預金種別	普通	当座	その他（ ）				
口座番号 (右詰め)							
(フリガナ)							
口座名義人							

(注)

- 1 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに作成してください。
- 2 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

(申請者)

住 所

氏 名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

物 件 番 号	金 額										
	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一
1・2・3・4・5・6・7・8・9											

くじ引き指定本数 本

県有財産の一般競争入札説明書（令和8年5月12日付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、土地並びに土地に付随する建物、工作物及び立木等に係る合計金額（税込み）を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに使用してください。
- 4 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 5 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- 6 最高入札額が同額の場合に使用する、くじ引き指定本数に1～9までの記入をしてください。記載がない場合は、1とみなします。くじ引きの方法については、21 ページ記載のとおりです。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県の県有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 入札参加物件

物件番号 _____

2 申請者

住 所

氏 名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

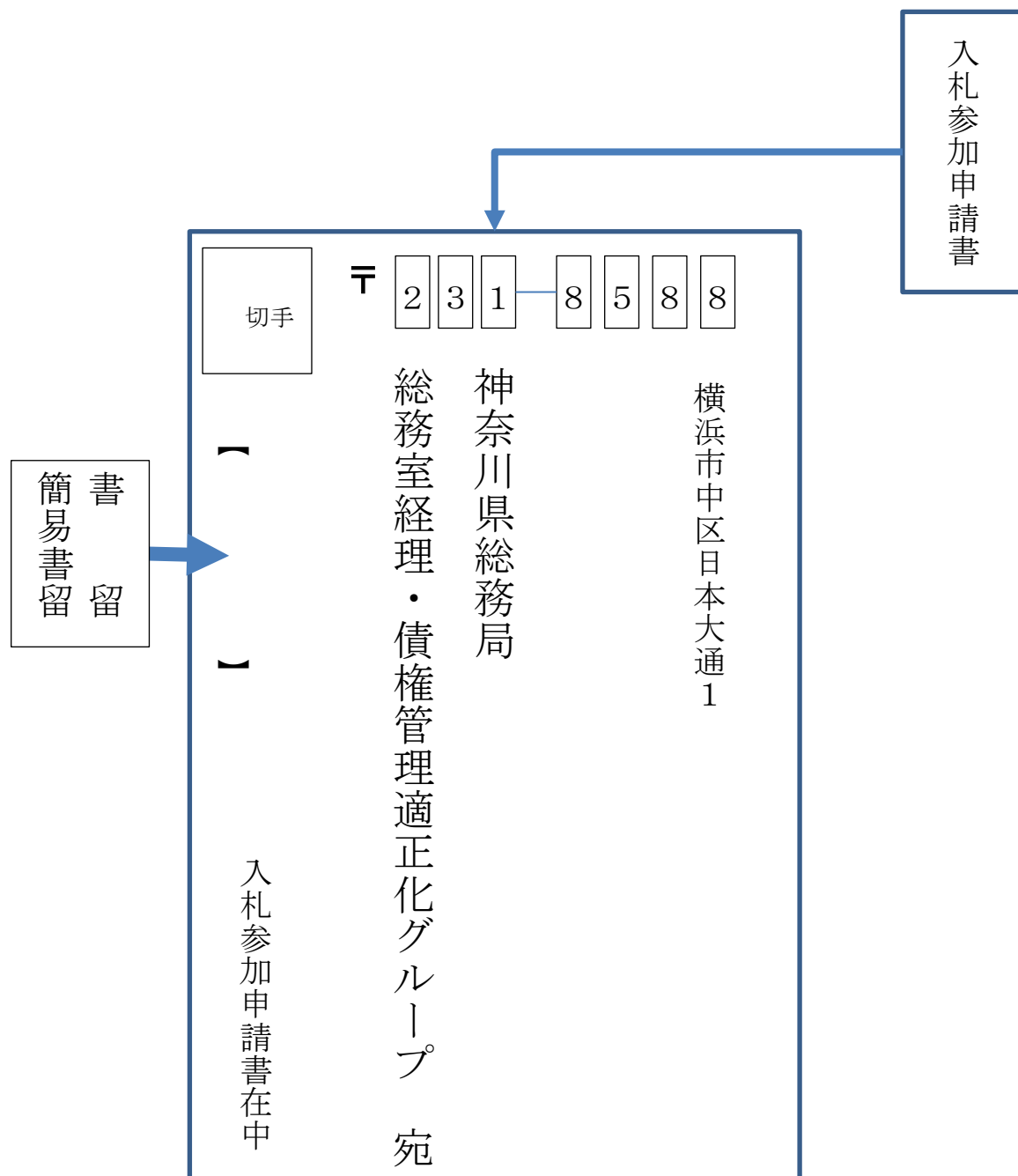
連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日 (明治M, 大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住 所

封筒の記載例

封筒の宛名記載例 (表面) 入札参加申請

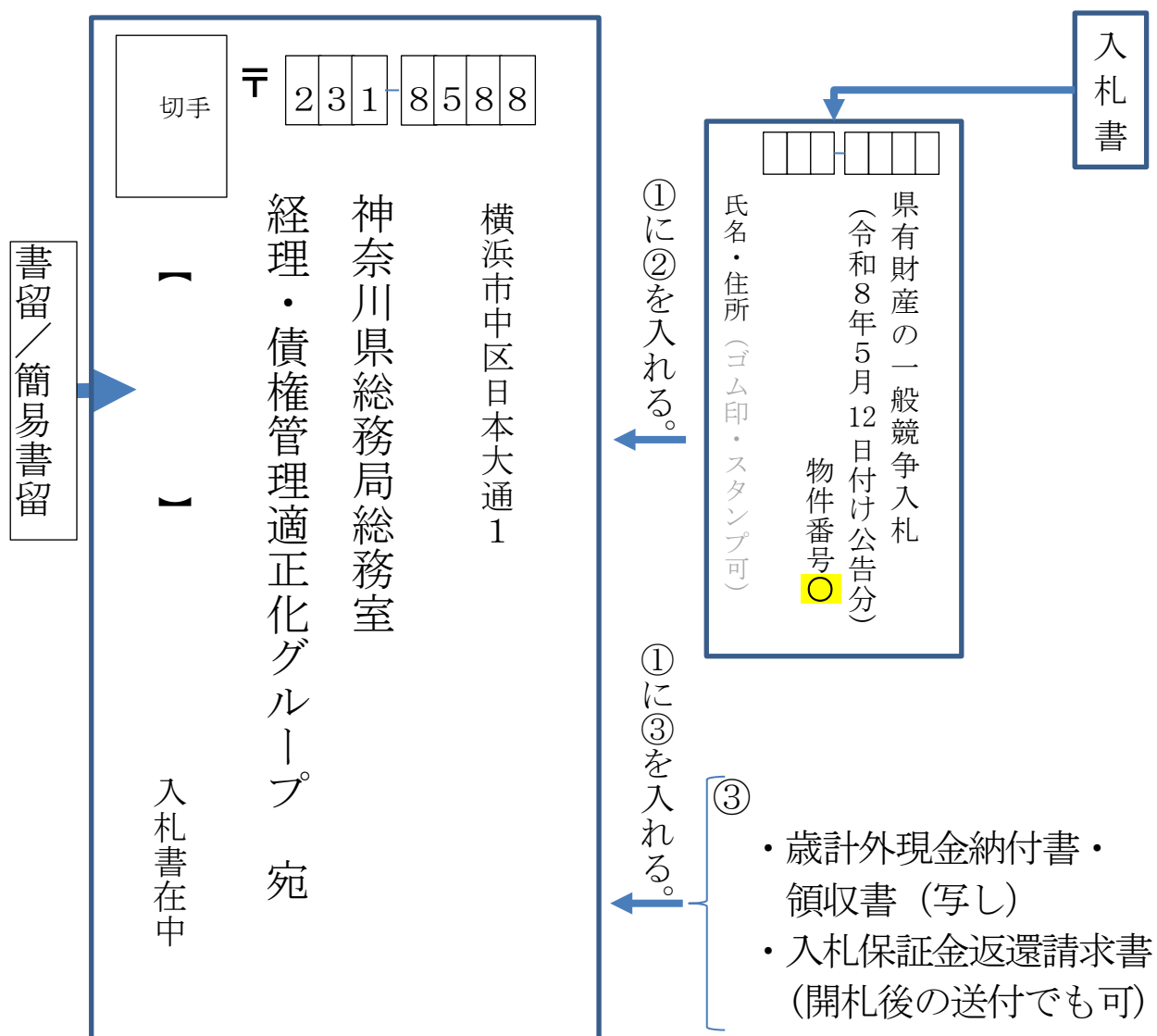


※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)



※①外封筒には、②中封筒、③歳計外現金納付書・領収書のコピー、入札保証金返還請求書 (開札後の送付でも可) を入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

県有財産売買契約書（案）

神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別紙物件目録記載の県有財産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。ただし、土地に付随する建物、工作物及び立木等の価格は0円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金<契約保証金>円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

3 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金を甲の発行する納入通知書により発行日から30日以内に神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 甲において、第3条第1項の契約保証金を第2条の売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第33条第1項に定める率で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の違約金の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。

（所有権移転時期）

第6条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第4条第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第7条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することがで

きない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号から第 5 号（以下「暴力団等」という。）までに該当すること及び条例第 23 条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第 12 条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から 10 年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第 11 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第 12 条の規定に違反したとき。

(3) 前条第 2 項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 15 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 17 条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第 18 条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。
ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 11 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第 20 条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第 21 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第 22 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 住所
氏名

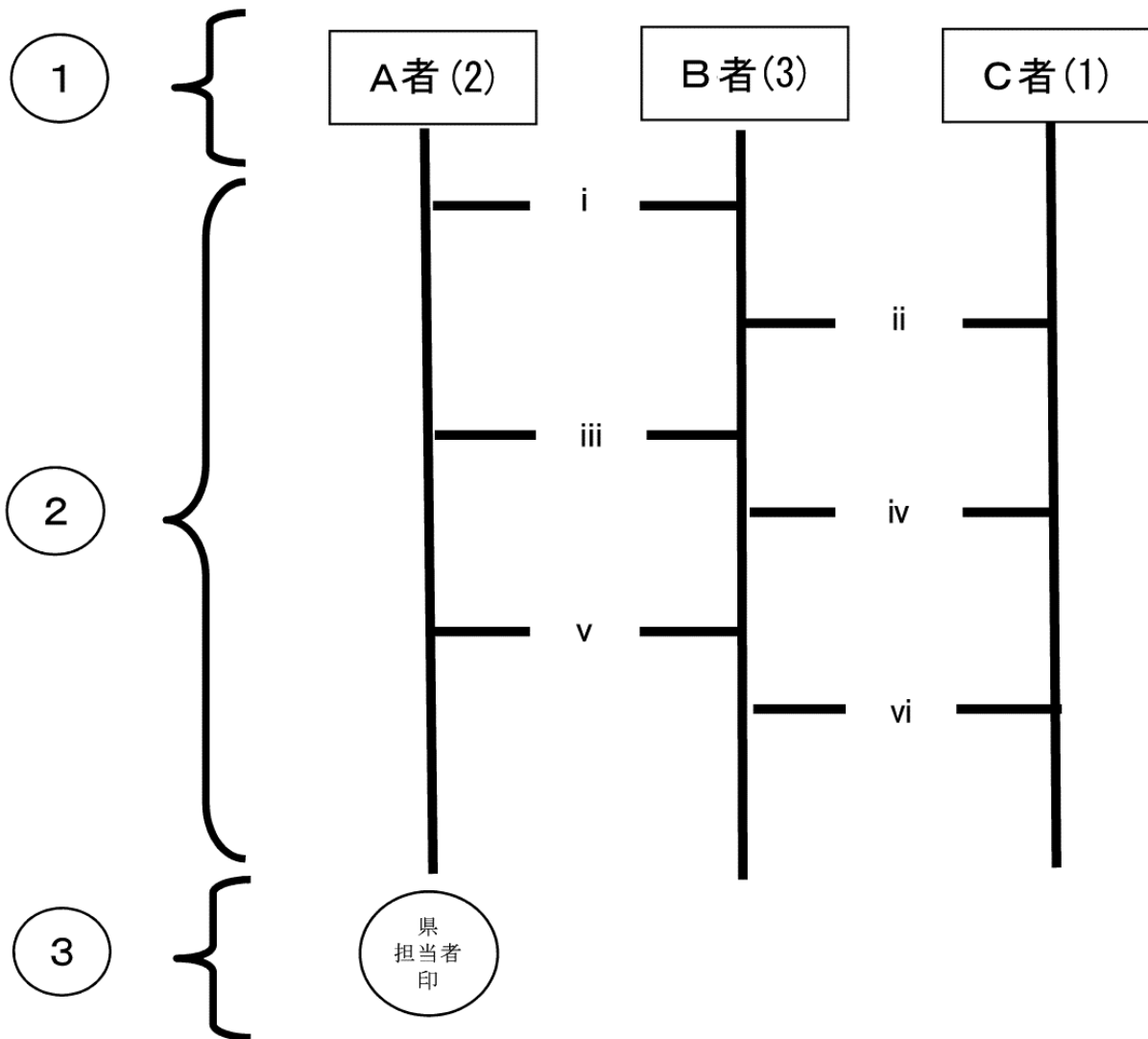
別紙

物 件 目 録

所在地	地目	面積	備考
			付随する建物、工作物一式

くじ引きの方法について

例) 3者同価の場合



- ① 上記例で、A者からC者の並びは入札書の提出が早い順に左から右へ並びます。
- ② くじ引きに参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数とします（上記例では6本）。この線は、上記例のように1本目がA者とB者の間（i）、2本目がB者とC者の間（ii）、3本目以降も同じ順番〔（iii）～（vi）〕で上から下へ交互に引いていきます。
- ③ 上記例のとおり、県の担当者印の押印箇所（常に左の縦線下端）を引いた者を契約候補者とします。上記例ではA者です。

物件調書

物 件 調 書

物件番号 1

物 件 名	元旭警察署万騎が原交番					
所 在 地	横浜市旭区万騎が原101番3					
住 居 表 示	未実施					
地積（実測）	149.14㎡	地 目	宅 地	形 状	不 整 形	
接面道路の幅員及び構造	北東側で幅員約8.8m（市道大池29号線）の建築基準法第42条第1項第5号道路、南東側で幅員約8.2m（市道大池97号線）の建築基準法第42条第1項第5号道路にそれぞれほぼ等高に接しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
	用途地域	第1種低層住居専用地域				
	建ぺい率	40%	容 積 率	80%		
	その他規制	第1種高度地区、建築基準法第22条区域等				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、横浜市にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		供給処理 施設の状況	電 気	可
	負担の内容	—			上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	可
交 通 機 関	鉄 道	相鉄線「二俣川駅」から南方約0.8k m				
	バ ス	相鉄バス「万騎が原交番前」から南方約0.1k m				
参 考 事 項	<p>○土地は、コンクリートブロック造の1階建ての建物、駐車場敷地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○敷地内は、ほぼ平坦です。</p> <p>○敷地はネットフェンス等で囲われています。</p> <p>○上水道については、敷地南東側道路に本管（300mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地南東側道路に分流污水管（250mm）及び分流雨水管（250mm）が、それぞれ敷設されており、敷地内に接続柵（污水・雨水）が敷設されています。</p> <p>○都市ガスについては、敷地北東側道路に低圧の管（100mm）が敷設されています。</p> <p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横浜市の許可が必要です。詳細は横浜市にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>					

参 考 事 項	<p>○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p> <p>○土地については、土壤汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>	
	物 件 名	元旭警察署万騎が原交番
建 物	建 物 登 記	未登記
	名 称	庁舎
	新 築 年 月 日	昭和 55 年 1 月 30 日
	構 造	コンクリートブロック造 1 階建
	延 床 面 積	43.87 m ²
	参 考 事 項	建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明 細 図

求積表

地番	㊦ 101-3			
NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn - 1	Xn - (Yn+1 - Yn - 1)
IA17	1021.468	1013.983	-11.327	-11570.168036
B16	1014.416	1008.858	-11.973	-12145.602768
B6	1002.125	1002.010	10.763	10785.871375
OC8	1008.713	1019.621	18.175	18333.358775
CA9	1011.307	1020.185	-5.638	-5701.748866
合 計				-298.29620
合 計 面積				149.1447600
地 積				149.14 m ²

地番	面積
㊦ 101-3	149.1447600 m ²

測地系	座標系	測量年月日
任意座標	政系	令和 2年 11月 5日

基準点・参照点座標一覧表 (任意座標)

点名	X座標	Y座標	備考
PC7	991.657	998.217	参照点
IC10	1014.313	1028.316	参照点
IC15	1001.472	1024.464	参照点
OC23	1028.547	1019.975	参照点
T.1	1000.000	1000.000	基準点
T.2	1008.844	1021.776	基準点
T.3	1020.312	1015.445	基準点

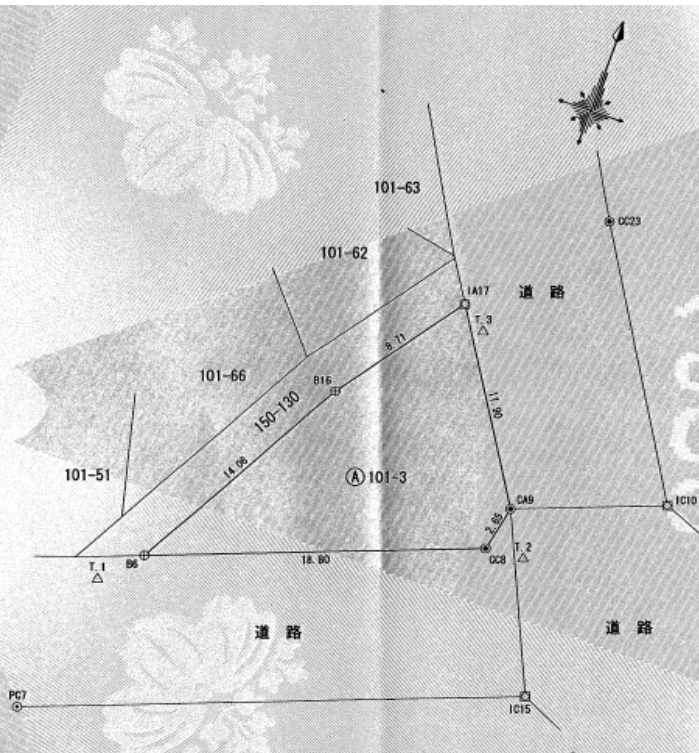


写真1



写真2



写真3



写真4



物 件 調 書

物件番号 2

物 件 名	元緑警察署鴨居町公舎					
所 在 地	横浜市緑区鴨居四丁目1014番					
住 居 表 示	実施地区（横浜市緑区鴨居四丁目66-11）					
地積（実測）	1,010.81㎡	地 目	宅 地	形 状	整 形	
接面道路の幅員及び構造	<p>西側で幅員約4.5m（当該地一部含む）の建築基準法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地に接面しています。（認定・許可については横浜市に確認してください。）</p> <p>なお、道路状空地は敷地南側が高く、北側に向かってゆるやかな傾斜になっています。したがって、敷地南側は道路状空地より約1m低く接面しており、徐々に等高になり、敷地北側では約30cm高く接面しています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）</p>					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	第1種住居地域 / 第1種低層住居専用地域			
		建ぺい率	60% / 50%	容積率	200% / 80%	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	有（緑区NO.124）			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、横浜市にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有		供給処理 施設の状況	電 気	可
	負担の内容	県で所有する間は、道路状空地を継続しています。			上 水 道	可
					下 水 道	可
					都 市 ガ ス	可
交 通 機 関	鉄 道	JR横浜線「鴨居駅」から南方約1.0km				
	バ ス	横浜市営バス「南通」から南西方約0.4km				
参 考 事 項	<p>○土地は、鉄筋コンクリート造の3階建ての建物、駐車場、駐輪場敷地及び道路状空地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○敷地内は、ほぼ平坦ですが、敷地北側及び東側に法面があります。土地内の敷地と道路状空地は敷地中央部分を除き等高ではありません。</p> <p>○敷地は法面及び南側を除きネットフェンス等で囲われています。</p> <p>○上水道については、敷地西側道路状空地に本管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。上水道本管が土地に含まれている可能性があるため、横浜市にお問い合わせください。</p> <p>○下水道については、敷地西側道路状空地に分流污水管（管径不明）が、敷地北西側に分流雨水管（管径不明）が、それぞれ敷設されており、敷地内に接続柵（污水・雨水）が敷設されています。分流污水管、分流雨水管及びマンホールが土地に含まれている可能性があるため、横浜市にお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>					

参 考 事 項	<p>○都市ガスについては、敷地西側道路状空地に低圧の管（75mm）が敷設されています。ガス管が土地に含まれている可能性があるため、東京ガス（株）にお問い合わせください。</p> <p>○土地は、埋蔵文化財包蔵地に該当しています。詳細は、横浜市にお問い合わせください。</p> <p>○敷地北側において、隣接地権者のごみ箱及びごみ箱の基礎が県有地へ越境しています。</p> <p>○越境に関しては隣接地権者と覚書を締結し、越境物の改修工事を実施する場合には、双方協議のうえ、自己所有地内に設置するものとしています。</p> <p>○土地南西側がごみ置き場として使用されています。今後については自治会等と相談してください。</p> <p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横浜市の許可が必要です。詳細は横浜市にお問い合わせください。</p> <p>○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p> <p>○本敷地西側は、建築基準法第43条第2項の道路認定・許可を要する道路状空地のため、建築等を行う際は横浜市の道路認定・許可が必要です。詳細は横浜市にお問い合わせください。</p> <p>なお、本敷地西側は新築の際に約1.8m後退して建築しています。また、平成18年11月には、横浜市の照会に対して、県で所有する間は現在の道路状形態を継続し、通行の用に供する旨の回答をしています。今後の取扱いについては、横浜市にお問い合わせください。</p> <p>○土地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>
------------------	--

物 件 名		元緑警察署鴨居町公舎
建物	建物登記	登記済（所在：横浜市緑区鴨居四丁目 1014 番地 家屋番号：1014 番）
	名 称	元緑警察署鴨居町公舎
	新築年月日	昭和 45 年 10 月 19 日
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
	延床面積	922.92 m ² （公簿）、825.72 m ² （建築確認申請台帳記載面積）
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明 細 図

土地の所在 横浜市緑区鶴居四丁目

求積表

地番	① 1014				
地番	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	Xn - (Xn-1), Yn - (Yn-1)
KB103	-55022.695	-24253.022	-50.107		5057.42365
MS1	-55022.978	-24251.165	21.868		-1203229.362104
KC310	-55018.958	-24251.154	22.462		-1238455.834596
KC311	-55033.356	-24228.704	10.950		-602615.248200
KC312	-55052.592	-24228.204	6.139		-507134.777288
MK313	-55058.398	-24219.565	-8.317		457820.696166
K P34	-55060.079	-24228.021	-9.900		623811.231132
K C32	-55060.729	-24229.073	-7.353		404857.863837
M C31	-55062.355	-24235.874	-15.421		849116.578455
K P33	-55065.118	-24244.464	-15.185		836163.816830
KB100	-55079.780	-24251.058	-8.528		408279.243831
			△ 計		2021.004407
			合計面積		1010.8177185
			地積		1010.81 ㎡

引据点等の座標一覧表

点名	X座標	Y座標
TS1	-55061.654	-24247.737
TS1-1	-55034.803	-24254.353
TS2	-55017.194	-24252.470
TS5	-55067.338	-24276.444
TS6	-55061.114	-24235.060
KS15	-55023.217	-24255.814
MK24	-55040.257	-24253.938
KB23	-55042.221	-24253.408

測量年月日	令和4年10月27日
座標系	任意座標系

境界線の種類

△	多角点
◎	道路境界線
⌒	コンクリート柵
⊙	金属柵
⊖	金属柵(風)

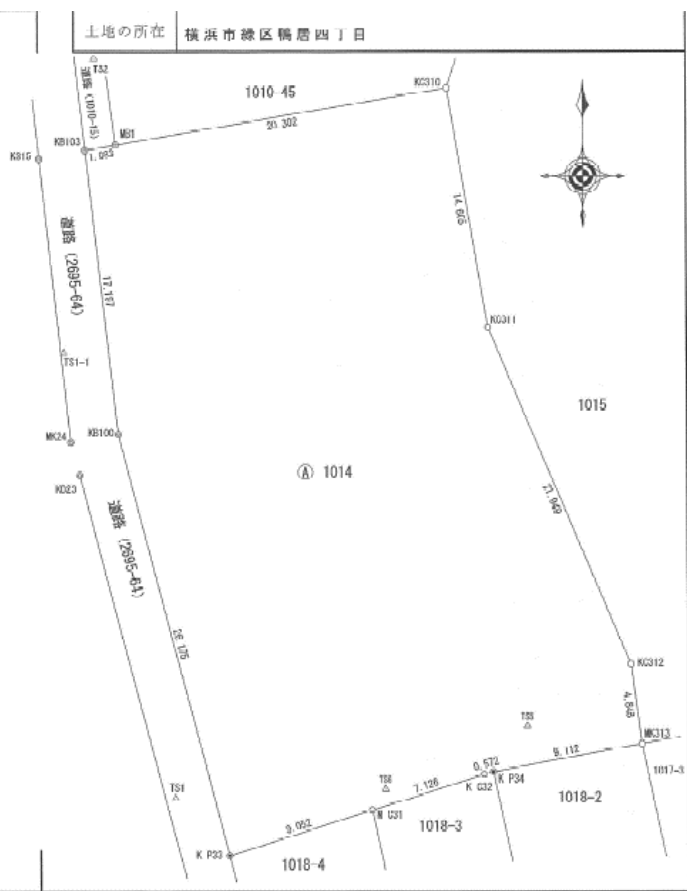


写真1



写真2



写真3



写真4



物 件 調 書

物件番号 3

物 件 名	元横須賀警察署佐野公舎					
所 在 地	横須賀市佐野町五丁目28番					
住 居 表 示	未実施					
地積（実測）	1,210.97㎡	地 目	宅 地	形 状	不整形	
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約2.0mの建築基準法第42条第2項道路に等高に接面し、北西側で幅員約1.8mの建築基準法第42条第2項道路に等高に接面しています。 (接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域				
	建築基準法	用途地域	第1種中高層住居専用地域			
		建ぺい率	60 %	容積率	200 %	
		その他規制	第1種高度地区、準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有		供給処理 施設の状況	電 気	可
	負担の内容	開発条件によりセットバックが必要となります。			上水道	可
					下水道	可
					都市ガス	なし
交通機関	鉄 道	JR横須賀線「衣笠駅」から北東方約1.1km				
	バ ス	京浜急行バス「曹源寺」から南東方約0.3km				
参 考 事 項	<p>○敷地の平坦地部分は更地で、南東側の崖の一部は、本物件の敷地となっています。</p> <p>○敷地内には崖の崩落による被害防止のために設置された木柵等が存置しています。これらを含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○敷地北側及び北西側の道路は建築基準法上第42条第2項の道路に該当し、セットバックを要します。詳細は横須賀市にお問い合わせください。</p> <p>○本敷地は急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、敷地南側から東側には垂直に近い崖があり、その大部分は隣接者の敷地です。急傾斜地崩壊危険区域については、神奈川県横須賀土木事務所にお問い合わせください。</p> <p>○本敷地は土砂災害警戒区域、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されています。区域等の指定に関することや手続きについては神奈川県横須賀土木事務所へ、地域防災・避難等については横須賀市へお問い合わせください。</p> <p>○平成21年度に隣接する崖の一部の崩落を確認しています。</p> <p>○敷地内には、樹木及び伐採した樹木の根が複数存置しています。</p> <p>○県有地の樹木が隣接地へ、隣接地の樹木が県有地に越境しています。取扱いについては、隣接地権者と協議してください。</p> <p style="text-align: right;">(裏面にも記載があります。)</p>					

参
考
事
項

- 一部境界確認協議書のないところがあります。
- 上水道については、敷地北側及び北西側道路に本管（50mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
- 下水道については、敷地北側道路に本管（250mm）が敷設されています。
- 敷地内において、東京電力PG（株）の電柱1本・支線2条、NTT東日本（株）の共架電線1本が存置しており、それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。また、地元自治会が外灯を共架しています。
- 本敷地上には建物登記が残っていますが、該当の建物は現存しないため、物件の引渡しまでに建物の滅失登記を行う予定です。
- 本敷地については、土壌調査及び地耐力調査は、実施していません。
- 土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市に確認してください。
- 本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。

案内図

広域



詳細



明 細 図

求 積 表

28			
地 番 符 号	底 辺	高 さ	倍 面 積
①	11.99	7.19	86.2081
②	24.07	4.87	117.2209
③	24.07	14.37	345.8859
④	15.40	1.51	23.2540
⑤	26.83	8.47	227.2501
⑥	33.29	4.96	165.1184
⑦	33.29	20.26	674.4554
⑧	28.83	14.03	404.4849
⑨	8.52	1.04	8.8608
⑩	14.82	2.37	35.1234
⑪	38.56	7.45	287.2720
⑫	13.89	3.37	46.8093
合 計			2421.9432
合 計 面 積			1210.97160
地 積			1210.97 m ²

座 標 リ ス ト

点 名	X座標	Y座標	境界標の種類
K1	-82109.361	-14890.442	県石杭
K2	-82109.403	-14892.995	県コンクリート杭
K5	-82123.188	-14895.776	民コンクリート杭
K8	-82093.914	-14855.524	市プレート杭
K10	-82093.577	-14843.526	市コンクリート杭
K18	-82139.561	-14860.871	民コンクリート杭
K19	-82133.428	-14860.770	図上点
K20	-82127.837	-14868.315	民コンクリート杭
K21	-82121.673	-14863.536	民コンクリート杭
K22	-82120.473	-14864.039	県コンクリート杭
K24	-82102.422	-14847.482	県コンクリート杭
K25	-82100.900	-14848.238	県コンクリート杭
K26	-82094.703	-14871.499	県コンクリート杭
K103	-82113.362	-14857.280	紙

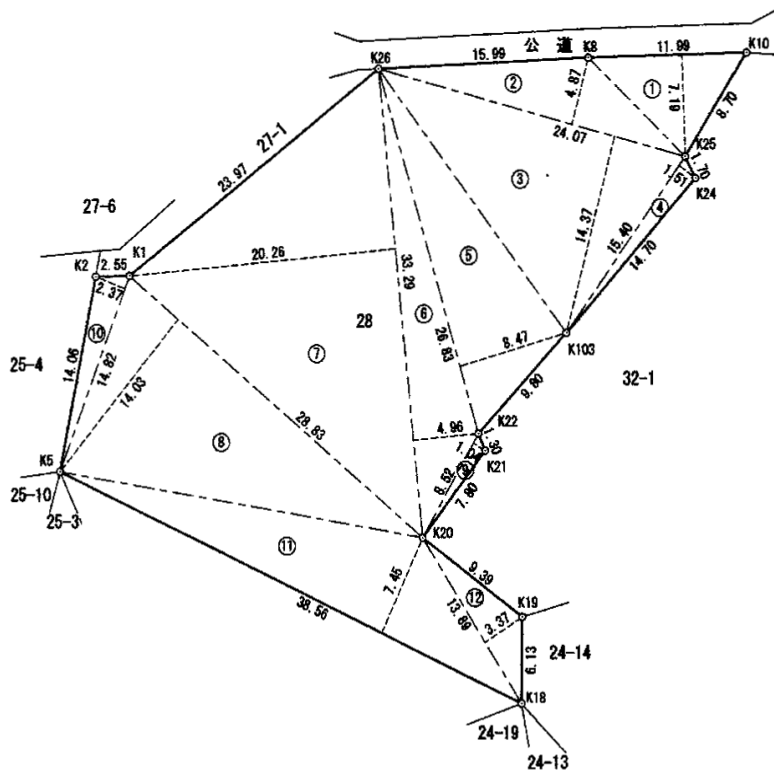


写真1



写真2



写真3



写真4



物 件 調 書

物件番号 4

物 件 名	元横須賀警察署汐見台連絡所				
所 在 地	横須賀市汐見台三丁目32番228				
住 居 表 示	実施地区（横須賀市汐見台三丁目13-14）				
地積（実測）	150.18㎡	地 目	宅 地	形 状	ほぼ長方形
接面道路の幅員及び構造	南東側で幅員約7mの建築基準法第42条第1項第1号道路（横須賀市道5128号）に約1～1.5m高くに接面し、南西側で幅員約6mの建築基準法第42条第1項第1号道路（横須賀市道5163号）に等高または約1m高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	第1種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容積率	80%
		その他規制	建築基準法第22条区域等		
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無		
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等			
上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電 気	可
	負担の内容	—		上 水 道	可
				下 水 道	可
				都市ガス	可
交通機関	鉄 道	JR横須賀線「衣笠駅」から北東方約0.95km			
	バ ス	京浜急行バス「曹源寺」から北西方約0.55km			
参 考 事 項	<p>○土地はコンクリートブロック造の2階建ての建物、駐車場敷地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○建物の土台となる部分の土地は約1m前後高くコンクリートブロック積層の擁壁が設けられています。</p> <p>○上水道については、敷地南西側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地南西側道路に本管（700mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。</p> <p>○都市ガスについては、敷地南西側道路に低圧の管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込んでいます。</p> <p>○敷地内において、東京電力PG（株）の電柱1本、NTT東日本（株）及びジェイコム（株）の共架電線各1条が存置しており、土地賃貸借契約を締結しています。</p> <p>○敷地南側において、光ケーブルが敷地上空を通っている箇所があります。</p> <p>○敷地南西側に隣接する道路上に、自治会のごみ置き場が設置されています。今後については自治会と相談してください。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>				

参 考 事 項	<p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市に確認してください。</p> <p>○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。</p> <p>○本敷地については、土壌調査及び地耐力調査は、実施していません。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>	
	物 件 名	元横須賀警察署汐見台連絡所
建物	建 物 登 記	未登記
	名 称	庁舎
	新 築 年 月 日	昭和 52 年 3 月 17 日
	構 造	コンクリートブロック造 2階建
	延 床 面 積	70.66 m ²
	参 考 事 項	建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明 細 図

土地の所在 横須賀市汐見台三丁目

座標求積表

地番	㊦ 32-228				
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	
16	526.160	506.235	-15.868	-8342.106880	
Z1	520.339	496.375	-4.542	-2363.900077	
5	510.371	501.992	8.248	4209.540008	
6	509.463	504.823	10.434	5315.736942	
7	513.438	512.126	7.620	3912.397560	
Z2	513.500	512.243	-5.891	-3025.028500	
			合 計	-300.360947	
			合 計 面 積	150.1804735	
			地 積	150.18 m ²	

地番	面積
㊦ 32-228	150.1804735 m ²

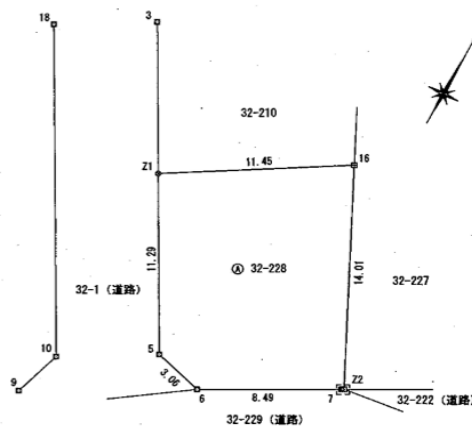
引照点一覧表

点 名	X座標	Y座標
3	528.672	491.929
9	504.581	495.524
10	507.451	496.451
18	525.737	486.684

境界標の種類

⊗	市 金 属 標
田	民コンクリート枕
□	民 金 属 標
⊙	金 属 釘

測量年月日	平成27年6月1日
測標系	任意



拡大図1/10

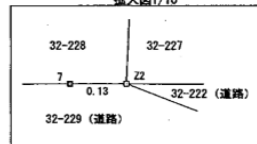


写真1



写真2



写真3



写真4



物 件 調 書

物件番号 5

物 件 名	元夏島公舎				
所 在 地	横須賀市夏島町5番				
住 居 表 示	未実施				
地積（実測）	3,305.41㎡	地 目	宅 地	形 状	整 形
接面道路の幅員及び構造	南側で幅員約24mの建築基準法第42条第1項第1号道路（横須賀市道1627号）に等高に接面し、北側で幅員約6mの建築基準法第42条第1項第1号道路（横須賀市道4627号）に等高ないしやや高く接面しています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域			
		用途地域	近隣商業地域 / 第1種住居地域		
		建ぺい率	80% / 60%	容積率	300% / 200%
		その他規制	第3種高度地区（近隣商業地域）、第1種高度地区（第1種住居地域）、準防火地域（近隣商業地域・第1種住居地域）等		
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無		
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等			
上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電 気	可
	負担の内容	—		上 水 道	可
				下 水 道	可
				都市ガス	可
交 通 機 関	鉄 道	京浜急行線「追浜駅」から東方約0.73km			
	バ ス	京浜急行バス「京急Lウィング前」から東方約0.17km			
参 考 事 項	<p>○土地は、鉄筋コンクリート造の4階建ての建物3棟、1階建ての車庫、駐車場、駐輪場敷地として利用されており、建物、工作物、立木等を含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○敷地内は、ほぼ平坦であり、立ち入りを制限するための単管パイプ、フェンス及び門扉が設置されています。</p> <p>○上水道については、敷地南側道路に本管（100mm）が、敷地北側道路に本管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地北側道路に本管（250mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。また、敷地南側道路に本管（250mm）敷設されています。</p> <p>○都市ガスについては、敷地南側道路に低圧の管（150mm）が、敷地北側道路に低圧の管（50mm）がそれぞれ敷設されており、敷地内に引込んでいます。</p> <p>○敷地内において、NTT東日本(株)の電柱2本・支線1条が存置しており、土地賃貸借契約を締結しています。</p> <p>○公舎（1）の201・311・414・416号室については、当該室の室内及びバルコニーにおいて、過去に鳩の飛来および巣の設置がありました。（糞・死骸等は一部撤去・清掃済み）</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>				

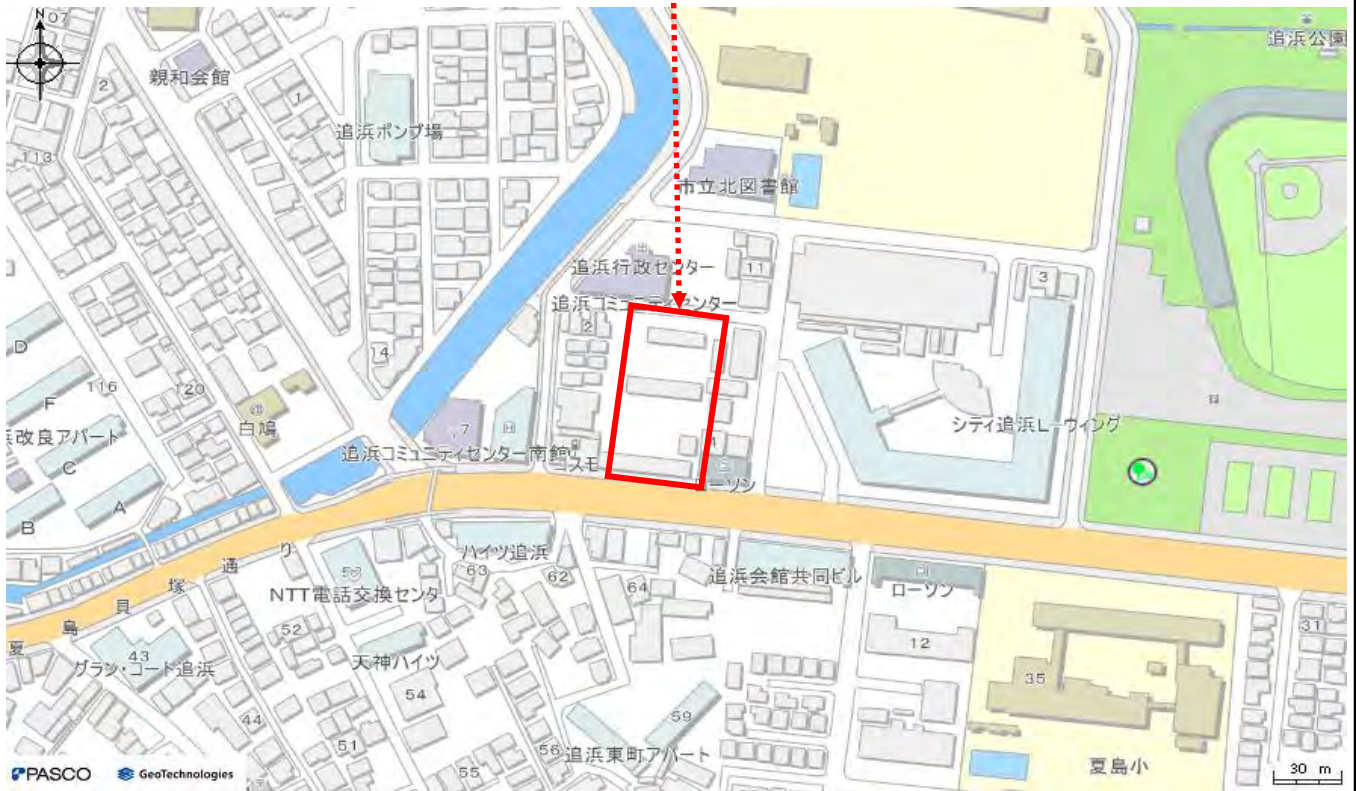
参 考 事 項	<p>○公舎（２）の201号室については、過去に自殺がありました。（時期不明）</p> <p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市にお問い合わせください。</p> <p>○建物３に関して、付属建物（ポンプ室２棟）が登記されていますが、当該付属建物は現存しないため、物件の引渡しまでに建物表示変更登記を行う予定です。</p> <p>○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p> <p>○土地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>	
物 件 名		元夏島公舎
建物 1	建 物 登 記	未登記
	名 称	公舎（１）
	新築年月日	昭和 39 年 3 月 31 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建
	延床面積	1, 204. 11 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 2	建 物 登 記	未登記
	名 称	公舎（２）
	新築年月日	昭和 40 年 3 月 30 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建
	延床面積	856. 00 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物 3	建 物 登 記	登記済（所在：横須賀市夏島町 5 番 家屋番号：5 番）
	名 称	公舎（３）
	新築年月日	昭和 37 年 10 月 4 日
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
	延床面積	685. 01 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。 なお、建物登記に記載のあるポンプ室（符号 1 及び 2）は現存しません。
建物 4	建 物 登 記	未登記
	名 称	車庫
	新築年月日	昭和 39 年 3 月 31 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
	延床面積	54. 00 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



明 細 図

土地の所在 横須賀市夏島町

座標求積表

地番	5番			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn*(Yn+1-Yn-1)
121	485.905	536.604	53.085	24732.566925
132	515.433	545.671	13.392	6902.678736
113	538.588	549.996	-39.704	-21384.484992
108	546.888	505.967	-50.496	-27605.557248
136	511.291	499.500	-13.381	-6841.584871
120	473.953	492.586	37.104	17585.552112
合 計				-6610.839338
合 計 面 積				3305.419669
地 積				3305.41 m ²

引照点座標リスト

点番	X座標	Y座標
109	552.600	506.968
114	544.311	552.073
118	477.837	471.449
123	461.892	558.485
T-1	500.000	500.000
T-2	470.339	492.487
T-3	550.889	511.663

測量年月日	令和 5年 3月 9日
座標系	任意座標

凡 例

- 既設コンクリート杭(市)
- 既設金属標(市)
- ◎ 既設コンクリート杭(民)
- 図 上 点

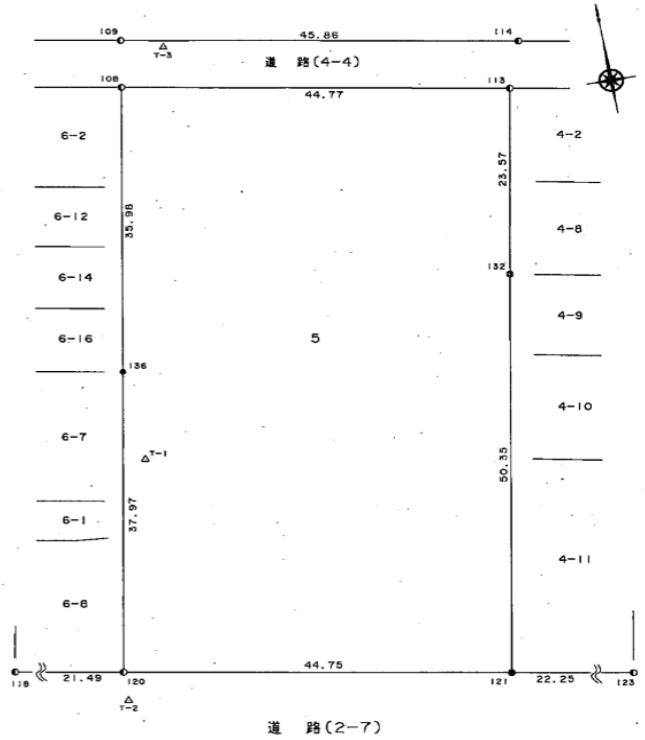


写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



物 件 調 書

物件番号 6

物 件 名	元茅ヶ崎警察署岡田交番					
所 在 地	高座郡寒川町岡田五丁目490番3					
住 居 表 示	高座郡寒川町岡田五丁目18番1号					
地積（実測）	132.27㎡	地 目	宅 地	形 状	整 形	
接面道路の幅員及び構造	北西側で幅員約11.6mの建築基準法第42条第1項第1号道路（神奈川県道45号）に等高または約40cm高く接面しています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域				
	建築基準法	用途地域	第1種住居地域			
		建ぺい率	60%	容積率	200%	
		その他規制	第1種高度地区、準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、寒川町等にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		供給処理施設の状況	電 気	可
	負担の内容	—			上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	なし
交通機関	鉄 道	JR相模線「寒川駅」から北東方約1.1km				
	バ ス	神奈川中央交通バス「岡田」から北西方約0.1km				
参 考 事 項	<p>○土地は鉄筋コンクリート造の1階建ての建物、駐車場、駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物等を含め、すべて現況での引渡しとなります。</p> <p>○建物の土台となる部分の土地は約1m、花壇部分は約40cm高く鉄筋コンクリート造他の擁壁が設けられています。</p> <p>○敷地はガードフェンスで囲われています。</p> <p>○敷地南東側において、県所有のコンクリート直壁及びコンクリートたたきが隣接地へ越境しています。</p> <p>○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、工作物の改修工事を実施する際に双方協議のうえで、自己所有地内に工作物等を設置するものとしています。</p> <p>○上水道については、敷地北西側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地北西側道路及び敷地北東側建築基準法第42条非該当の道に本管（200mm）が敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。</p> <p>○本敷地については、土壌調査及び地耐力調査は、実施していません。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>					

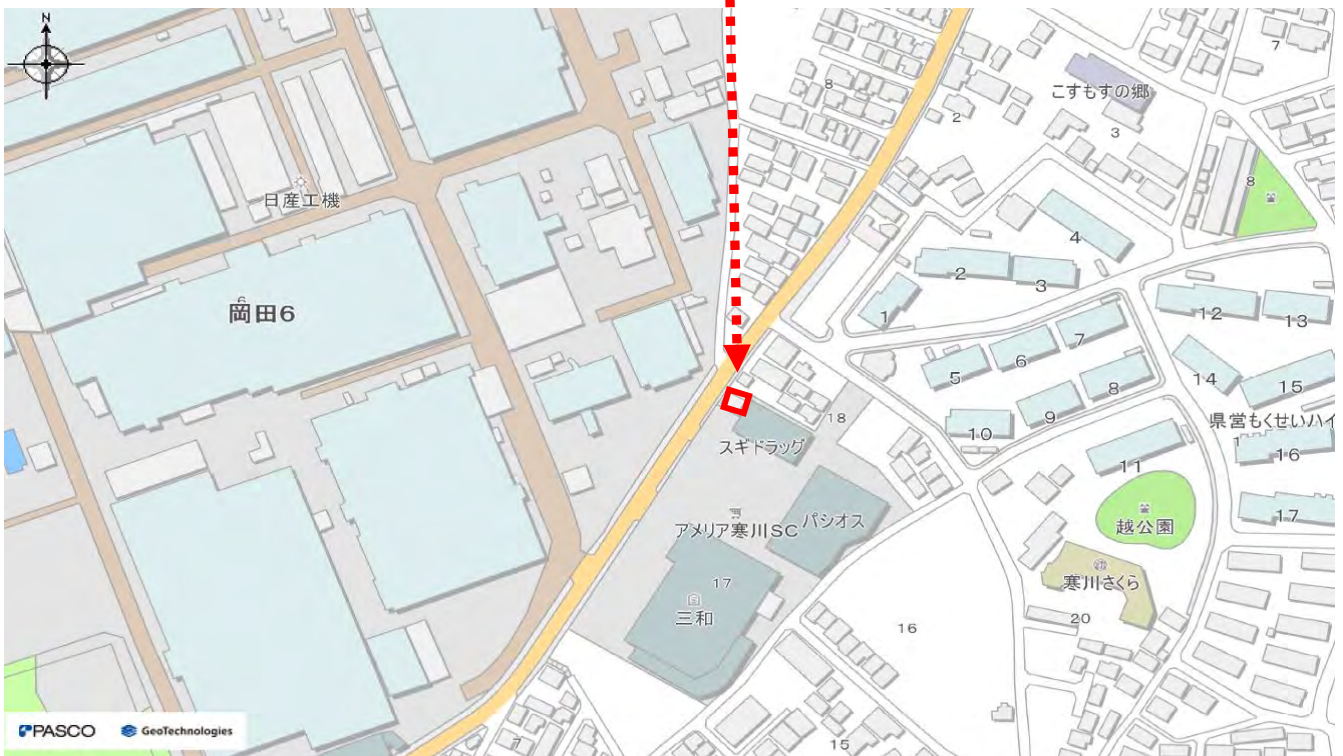
参 考 事 項	<p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県が許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。</p> <p>○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>	
	物 件 名	元茅ヶ崎警察署岡田交番
建 物	建 物 登 記	未登記
	名 称	庁舎
	新 築 年 月 日	昭和 55 年 3 月 28 日
	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建
	延 床 面 積	40.84 m ²
参 考 事 項	建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。	

案内図

広域



詳細



明 細 図

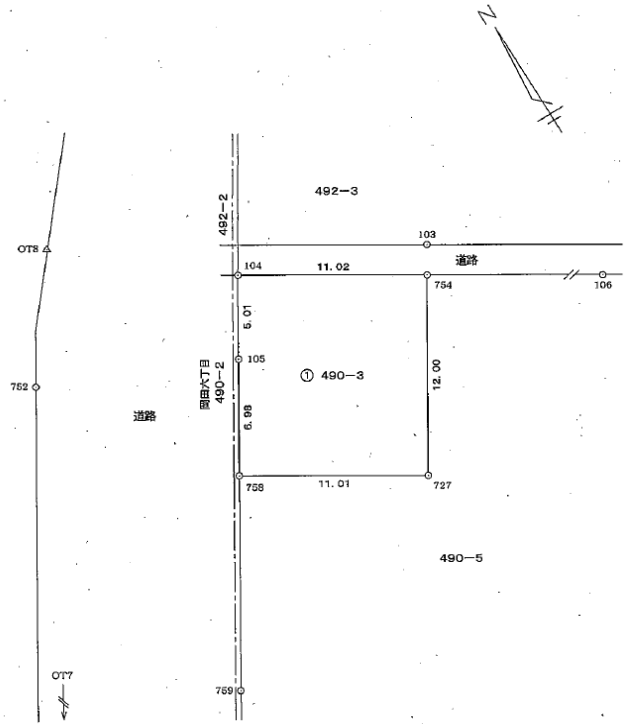
土地の所在 高座郡寒川町岡田五丁目

座標求積表

地 番 ① 490-3					
N O	標 識	X _n	Y _n	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})
104	金属杭	-69372.477	-39830.943	1.484	-59119.8498924
105	コンクリート杭	-69376.757	-39833.558	-10.238	407703.7057551
758	コンクリート杭	-69382.713	-39837.206	-11.717	486783.2736506
727	コンクリート杭	-69388.475	-39827.813	4.471	-178070.1519231
754	コンクリート杭	-69378.242	-39821.541	15.997	-637032.4270311
				倍面積	264.5505591
				面積	132.2782795
				地積	132.27
				坪数	40.01
					m ²
					坪

基準点・引照点			
点名	標識	X	Y
103	コンクリート杭	-69376.692	-39820.589
106	コンクリート杭	-69395.735	-39793.052
752	コンクリート杭	-69372.003	-39844.481
759	コンクリート杭	-69393.736	-39843.958
OT7	多角点	-69415.421	-39868.371
OT8	多角点	-69365.341	-39839.611

測量年月日	令和3年7月27日
測量系	任意座標系



写真



物 件 調 書

物件番号 7

物 件 名	元秦野警察署入船町公舎				
所 在 地	秦野市入船町2051番1、2051番5、2051番6、2051番7、2051番13、2051番14、2051番20、2053番5、2053番6、2058番3、2058番4、2058番5、2058番9				
住 居 表 示	実施地区（秦野市入船町9番1号、2号）				
地積（実測）	2,368.11㎡（公簿：2,365.95㎡）	地 目	宅 地	形 状	不 整 形
接面道路の幅員及び構造	南西側で幅員約11.1mの建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接面し、南東側で幅員約6.1～9.8mの建築基準法第42条第1項第1号道路に最大で約1.4m高く接面しており、「市道62号線歩道設置事業」の計画範囲に含まれています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域			
		用途地域	準工業地域		
		建ぺい率	60%	容積率	200%
		その他規制	居住誘導区域、建築基準法第22条区域等		
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無（曾屋入船町遺跡・隣接地）		
その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、秦野市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		電 気	可
	負担の内容	—		供給処理	可
				施設の状況	可
				都市ガス	可
交通機関	鉄 道	小田急小田原線「秦野駅」から北東方約1.2k m			
	バ ス	神奈川中央交通バス「下宿」から南東方約0.2k m			
参 考 事 項	<p>○土地は、鉄筋コンクリート造の3階建てと4階建ての建物・駐車場・駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物・立木等を含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○敷地内は、ほぼ平坦ですが、南東道路側進入口は緩やかなスロープとなっています。</p> <p>○敷地はネットフェンス等で囲われています。</p> <p>○上水道については、敷地南東側道路に本管（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地南東側道路に汚水枝線（250mm）敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。</p> <p>○都市ガスについては、敷地南東側道路に低圧の管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込んでいます。</p> <p>○敷地は、埋蔵文化財包蔵地の隣接地に該当しています。詳細は、秦野市にお問い合わせください。</p> <p>○敷地南西側において、隣接地権者所有の建物の庇が越境しています。</p> <p>○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、建替え工事等を行う際は、双方協議のうえ越境者の負担において越境物を撤去するものとしています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>				

参 考 事 項	<p>○敷地内において、東京電力PG（株）の本柱1本・支柱1本、NTT東日本（株）及びジェイコム（株）のケーブル、秦野市の街路灯1本が存置しており、それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。</p> <p>○敷地南東側の一部（約110.2㎡）が「市道62号線歩道設置事業」の計画範囲に含まれています。</p> <p>○本地取得後、土地利用に当たっては秦野市への当該道路用地の譲渡に努めてください。なお、当該道路用地の譲渡に伴い建物等の除却が必要となります。</p> <p>○「市道62号線歩道設置事業」及び当該道路用地の譲渡に係る手続き等の詳細は、秦野市建設部道路整備課にお問い合わせください。</p> <p>○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。</p> <p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の手続きが必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。</p> <p>○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果、秦野市へ譲渡する道路用地の実測図及び平面図を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>		
	物 件 名		
	元秦野警察署入船町公舎		
	建物 1	建 物 登 記	未登記
		名 称	元入船町公舎 1号棟
		新築年月日	昭和 48 年 3 月 31 日
		構 造	鉄筋コンクリート造 3階建て
延床面積		681.71 ㎡	
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。	
建物 2	建 物 登 記	登記済（所在：秦野市入船町 2051 番地 1、2058 番地 5、2058 番地 3、2051 番地 1 先 家屋番号：2051 番 1 の 3）	
	名 称	元入船町公舎 2号棟	
	新築年月日	昭和 57 年 4 月 6 日	
	構 造	鉄筋コンクリート造 4階建て	
	延床面積	923.00 ㎡（予定価格算定基準面積：960.03 ㎡）	
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。	

案 内 図

広域



詳細



明 細 図



106370



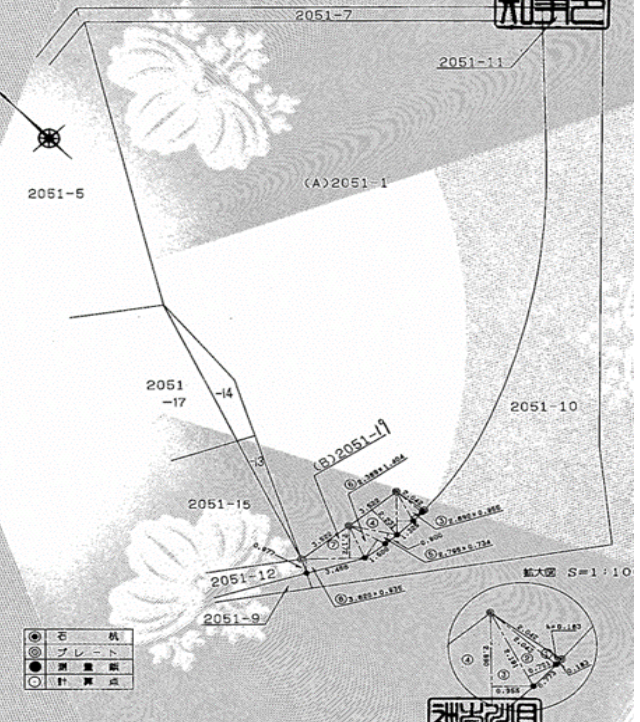
地 番 2051-19-1 地 積 測 量 図

土地の所在 桑野市 入船町 字



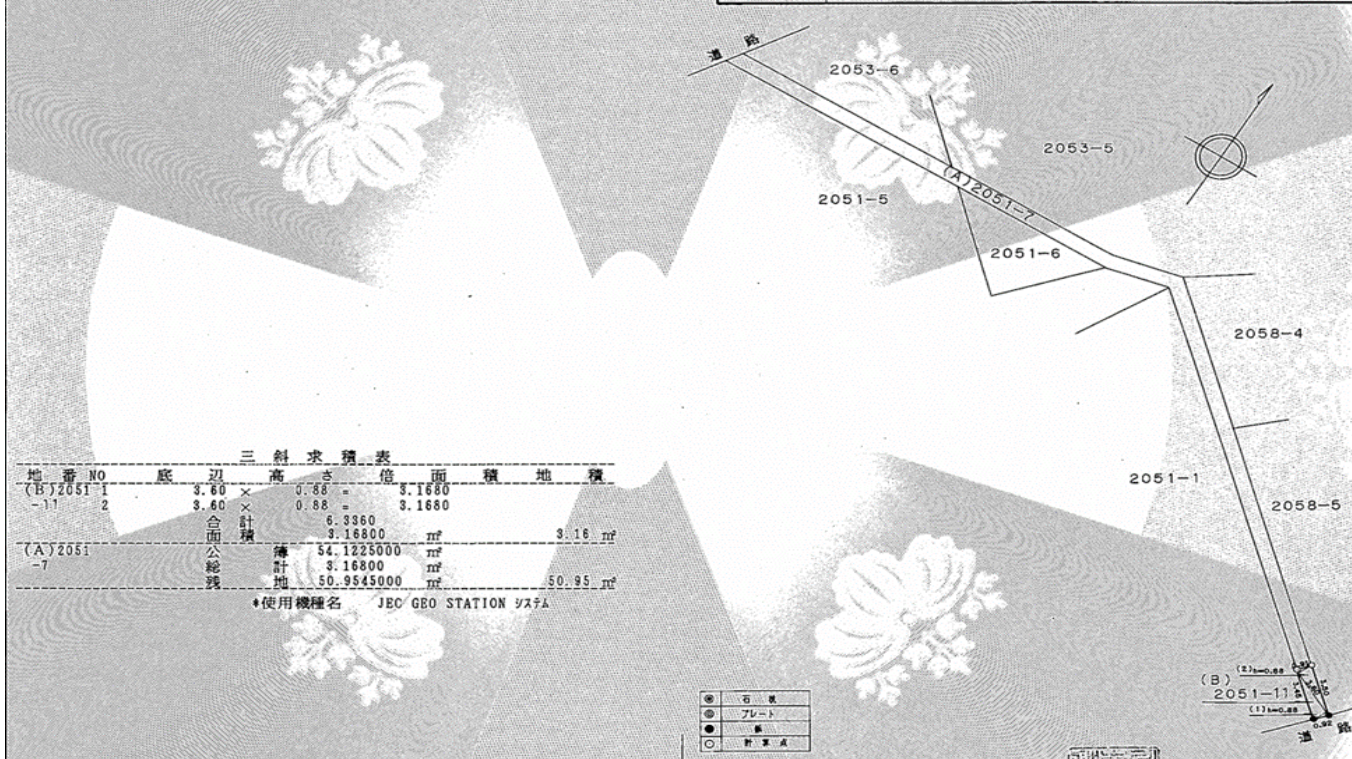
三 斜 求 積 表				
地 番 NO	底 辺	高 さ	倍	面 積 地 積
(B)2051-1	2.043	×	0.183	= 0.373869
2	2.191	×	0.721	= 1.579711
3	2.890	×	0.955	= 2.759950
4	3.522	×	2.231	= 7.857582
5	2.795	×	0.734	= 2.051530
6	2.389	×	1.404	= 3.354156
7	3.620	×	2.172	= 7.862640
8	3.620	×	0.935	= 3.384700
	合 計			29.224138
	面 積			14.6120690 m ²
(A)2051-1	公 積			684.8314300 m ²
	計			14.6120690 m ²
	残			670.2193810 m ²

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァスA



106364

地番	2051-11,-7	地積測量図
土地の所在	秦野市	入船町 字



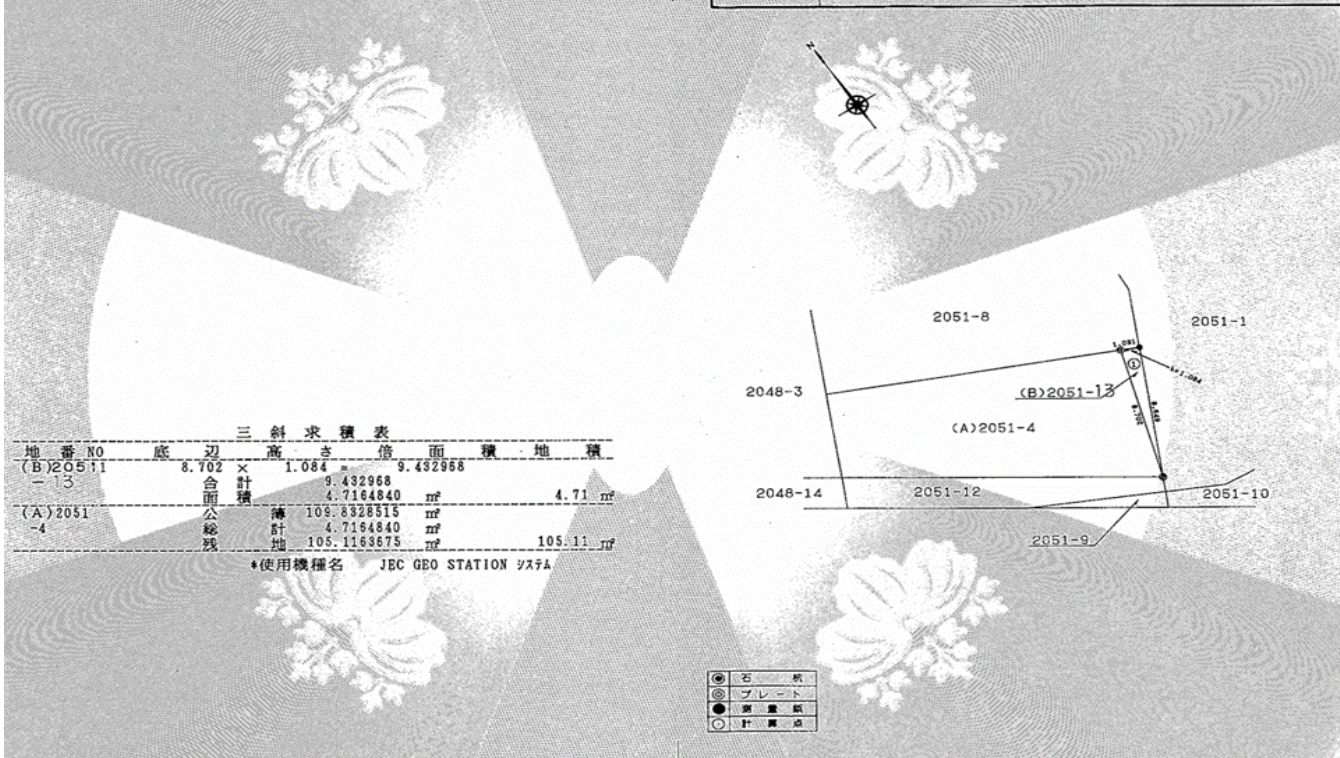
地番NO	底辺	高さ	倍	面積	地積
(B)2051-11	3.60	0.88	=	3.1680	
-7	3.60	0.88	=	3.1680	
	合計			6.3360	
	合面積			3.16800	3.16
(A)2051-7	簿計			54.1225000	
	公積			3.16800	
	残地			50.9545000	50.95

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァFA

- 石
- プレート
- 測量紙
- 計算点

106366

地番	2051-13,-4	地積測量図
土地の所在	秦野市	入船町 字



地番NO	底辺	高さ	倍	面積	地積
(B)2051-13	8.702	1.084	=	9.432968	
	合計			4.7164840	4.71
(A)2051-4	簿計			109.8328515	
	公積			4.7164840	
	残地			105.1163675	105.11

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァFA

- 石
- プレート
- 測量紙
- 計算点

106367

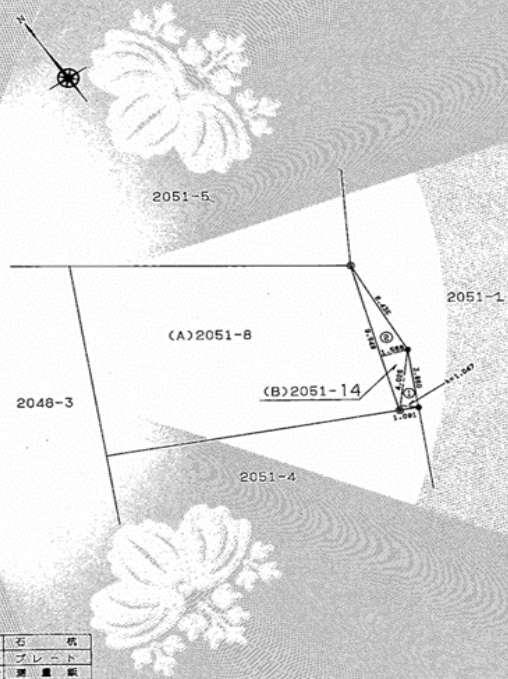
地 番 2051-14-8 地 積 測 量 図

土地の所在 秦野市 入船町 字

三 斜 求 積 表					
地 番・NO	底 辺	高 さ	倍	面 積	地 積
(B)2051-14-2	4.026	×	1.047	=	4.215222
	9.949	×	1.568	=	15.600032
	合 計				19.815254
(A)2051-8					9.9076270 m ²
-8	簿				185.2559000 m ²
	計				9.9076270 m ²
	地				185.3682730 m ²

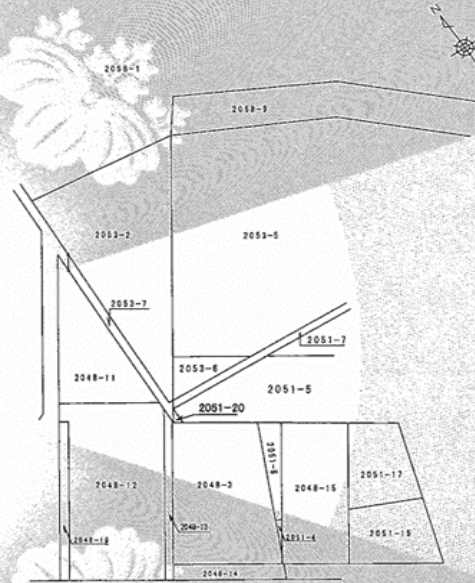
*使用機種名 JEC GEO STATION 927A

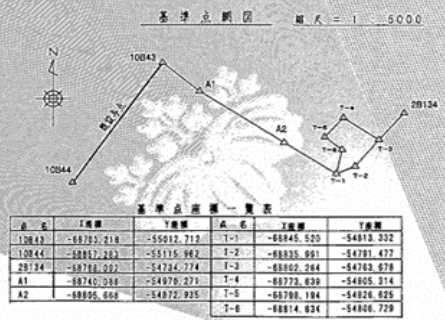
- 石 塔
- ブレイド
- 測量紙
- 計算点



地 番 2051-20 土 地 所 在 図

土地の所在 秦野市 入船町





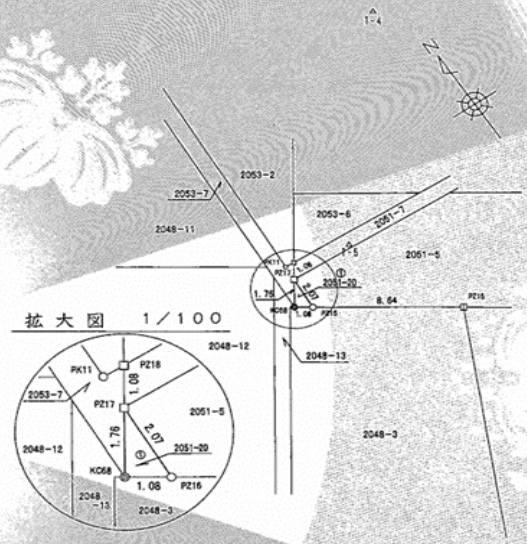
面積法面積計算表

地番	X1	Y1	X2	Y2	X3	Y3	面積
2051-20							
PZ17	-48798.230	-54831.562	-48798.230	-54831.562	-48798.230	-54831.562	0.0000
KC68	-48798.691	-54832.565	-48798.691	-54832.565	-48798.691	-54832.565	0.0000
PZ16	-48800.302	-54831.677	-48800.302	-54831.677	-48800.302	-54831.677	0.0000
合計							0.0000
合計面積							0.0000
地積							0.00

秦野市建設局測量公差成果を使用した。

点名	X座標	Y座標	備考
10843	-48737.218	-54912.712	測量点
10844	-48812.243	-55115.942	測量点
T-4	-48773.839	-54826.314	測量点
T-5	-48798.194	-54826.825	測量点
28134	-48744.222	-54724.774	測量点

10843
 基準点 10844 測量外
 28134

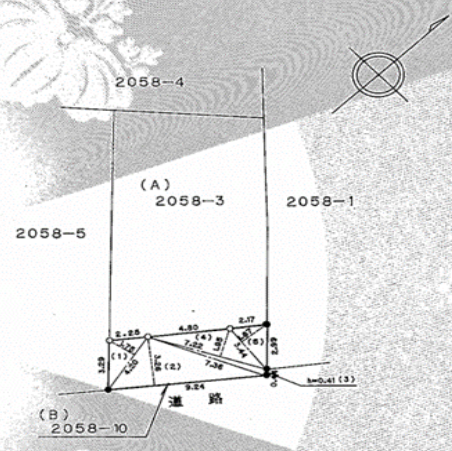


- 凡例
- 点マーク 測量点の種類
 - コンクリート杭
 - プラスチック杭
 - 布合置標
 - 仮合置標
 - 測量計算点
- 測量年月日 平成 3年 1月 10日

三斜求積表

地番 NO	底	辺	高さ	倍	面積	地積
(B)2058-10	1	4.20	×	1.75	=	7.3500
	2	9.24	×	3.28	=	30.1224
	3	7.36	×	0.41	=	3.0176
	4	7.22	×	1.95	=	14.0790
	5	3.44	×	1.87	=	6.4328
	合計					61.0018
(A)2058-3	合計					30.50090
	面積					185.2800000
	計					30.50090
	地積					134.771000

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴィスタ



- 凡例
- 石杭
 - プット
 - 旗
 - 計算点

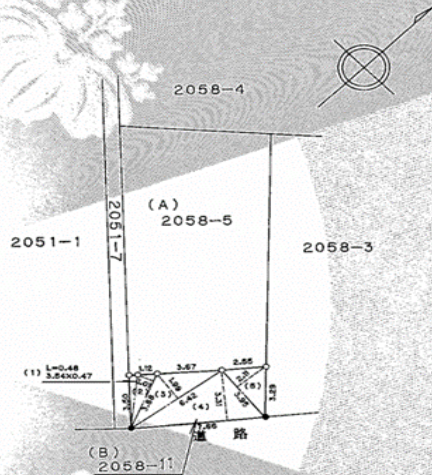
106377

地 番 2058-11-5 地 積 測 量 図
 土地の所在 桑野市 入船町 字

三 斜 求 積 表				
地 番 NO	底 辺	高 さ	倍	面 積 地 積
(B)2058-11	1 3.54 ×	0.47 =	1.6538	
	2 3.88 ×	1.01 =	3.9188	
	3 6.42 ×	1.99 =	12.7758	
	4 7.66 ×	3.31 =	25.3546	
	5 3.95 ×	2.11 =	8.3345	
	合 計	52.0475		26.02 m ² /
(A)2058-5	溝	135.370000	m ²	
	計	26.02375	m ²	
	総 地	129.3452500	m ²	129.34 m ² /

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァナ

- 石 杭
- フレイト
- 測量点
- 計算点



106375

地 番 2058-9, -1 地 積 測 量 図
 土地の所在 桑野市 入船町 字

三 斜 求 積 表				
地 番 NO	底 辺	高 さ	倍	面 積 地 積
(B)2058-9	1 5.45 ×	2.35 =	12.9015	
	2 6.17 ×	1.38 =	8.5146	
	3 3.16 ×	2.29 =	7.2364	
	4 6.17 ×	2.24 =	13.8208	
	5 5.37 ×	2.09 =	11.2233	
	6 28.53 ×	4.84 =	138.0852	
	7 28.53 ×	4.72 =	134.6616	
	8 20.45 ×	4.60 =	94.0700	
	9 20.45 ×	4.58 =	93.6610	
	合 計	514.1744		257.08 m ² /
(A)2058-1	溝	3970.9383085	m ²	
	計	257.08720	m ²	
	総 地	3713.851085	m ²	3713.85 m ² /

*使用機種名 JEC GEO STATION ヴァナ

- 石 杭
- フレイト
- 測量点
- 計算点

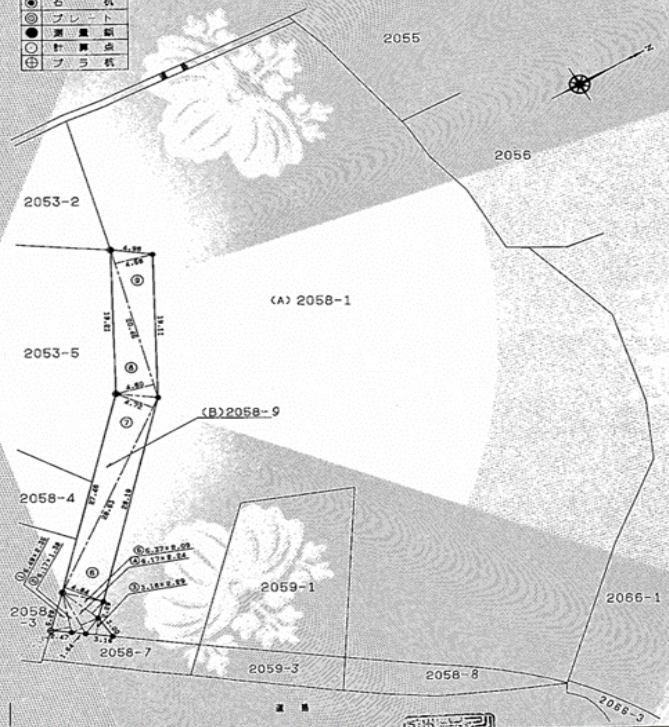


写真1



写真2



写真3



写真4



物 件 調 書

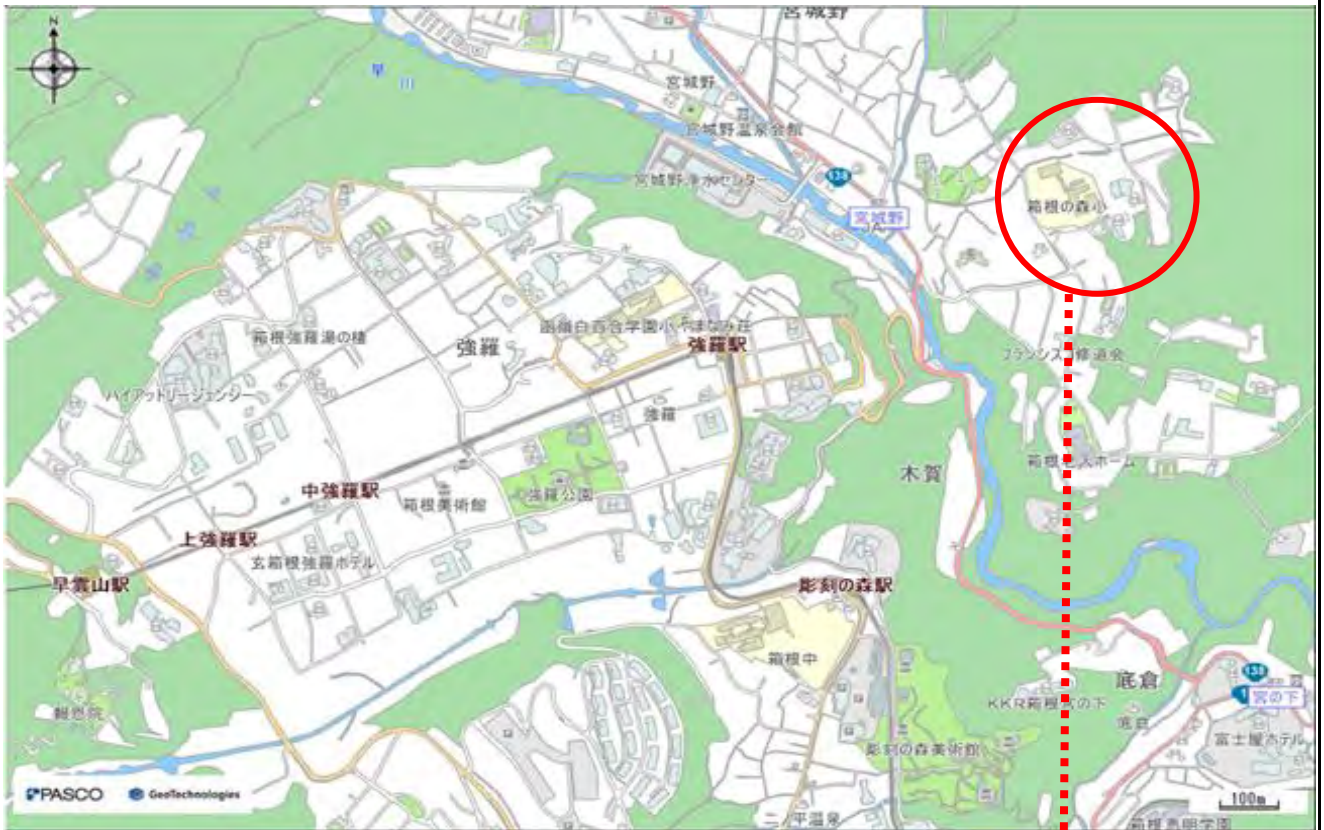
物件番号 8 - 1

物 件 名	元大寿荘					
所 在 地	足柄下郡箱根町宮城野字日影山1355番4、1358番14					
住 居 表 示	未実施					
地積（実測）	5,497.92㎡（公簿：5,083.00㎡）	地 目	山林	形 状	不整形	
接面道路の幅員及び構造	西側で建築基準法第42条第1項第3号道路（箱根町道 宮146号線）に等高に接面し、敷地西側の一部が道路に含まれています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	非線引都市計画区域				
		用途地域	第1種住居地域			
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
		その他規制	準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
その他の法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、富士箱根伊豆国立公園普通地域等					
上記法令等に関する詳細は、箱根町等にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		供給処理 施設の状況	電 気	可
	負担の内容	—			上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	なし
交 通 機 関	鉄 道	箱根登山線「強羅駅」から北東方約1.3 k m				
	バ ス	箱根登山バス「宮城野橋」から北東方約0.45 k m				
参 考 事 項	<p>○敷地には、保養所、浴室棟及び倉庫が存置しています。これらに附属する電気関係設備、水道設備等が存置されています。（附属設備の一部は撤去している可能性があります。）また、敷地西側進入路入口部分に屋外受水槽及び配管が存置されています。これら建物・工作物・立木等を含めて現況における引渡しとなります。</p> <p>○敷地の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されています。区域等の指定に関することや手続きについては神奈川県県西土木事務所小田原土木センターへ、地域防災・避難等については箱根町へお問い合わせください。</p> <p>○敷地の一部にバリケードフェンスを設置しています。</p> <p>○上水道については、敷地西側道路に本管（100mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。</p> <p>○下水道については、敷地西側道路に汚水枝線（150mm）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。</p> <p>○敷地内に過去使用していた温泉給湯のための受湯管が存置されています。受湯管を撤去等する場合は事前に湘山開発（株）へ通知してください。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>					

参 考 事 項	<p>○敷地内において、東京電力PG（株）の本柱2本・支線1本、送電線路線下敷、隣接するトゥインクス強羅管理組合の汚水排水管が存置しており、敷地西側進入路入口部分において、公共下水道を箱根町が設置しております。それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。</p> <p>○敷地内及び崖上施設からの雨水について、敷地内雨水管で集水し、隣接する町立箱根の森小学校敷地内を通り排水しているため、箱根町教育委員会から行政財産使用許可を受けています。詳細は、箱根町教育委員会学校教育課にお問い合わせください。</p> <p>○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。</p> <p>○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。</p> <p>○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。</p> <p>○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。</p>	
物 件 名		元大寿荘
建物1	建 物 登 記	未登記
	名 称	本館
	新築年月日	昭和40年11月9日
	構 造	鉄筋コンクリート造6階建
	延床面積	1,717.62 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物2	建 物 登 記	未登記
	名 称	倉庫
	新築年月日	昭和42年7月20日
	構 造	コンクリートブロック造平屋建
	延床面積	21.04 m ²
参 考 事 項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域



詳細



写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



物 件 調 書

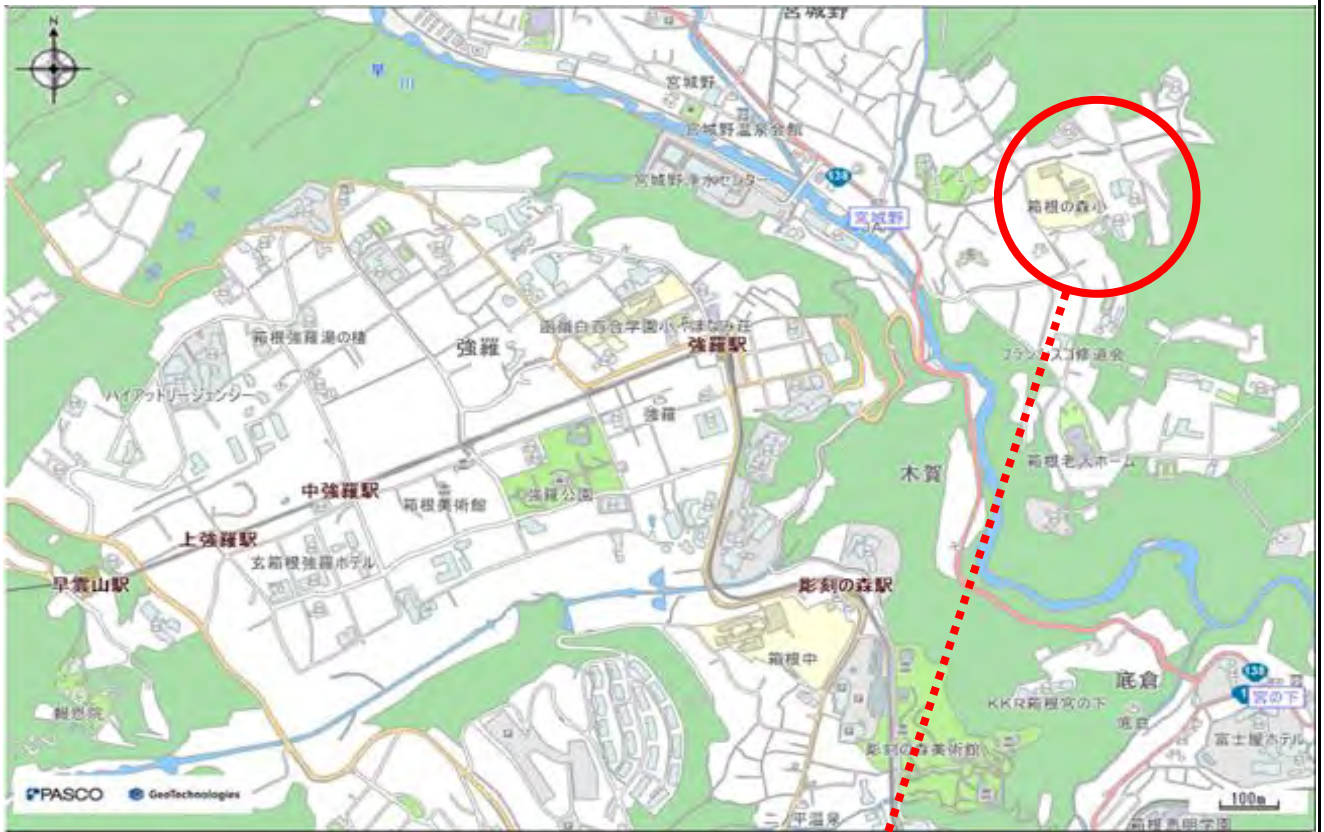
物件番号 8-2

物 件 名	元大寿荘職員宿舎					
所 在 地	足柄下郡箱根町宮城野字日影山1358番6					
住 居 表 示	未実施					
地積（実測）	1,070.30㎡	地 目	雑種地	形 状	不整形	
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約3.8mの建築基準法第42条第2項道路に最大で約2.0m高く接面しています。 (接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。)					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	非線引都市計画区域				
		用途地域	第1種住居地域			
		建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
		その他規制	準防火地域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
その他の法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、富士箱根伊豆国立公園普通地域等					
上記法令等に関する詳細は、箱根町等にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有		供給処理施設の状況	電 気	可
	負担の内容	開発条件によりセットバックが必要となります。			上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	なし
交 通 機 関	鉄 道	箱根登山線「強羅駅」から北東方約1.4km				
	バ ス	箱根登山バス「宮城野案内所前」から東方約0.75km				
参 考 事 項	<p>○敷地は大寿荘の職員宿舎敷地として使用されていましたが、令和5年度に建物除却済みです。</p> <p>○敷地には、ネットフェンス、建物基礎、コンクリート土塁等が存置しております。また、敷地南側は竹林や藪となっており、樹木が複数存置しています。これらを含めて現況における引渡しとなります。</p> <p>○敷地内は、西側傾斜地です。</p> <p>○敷地北側の道路は建築基準法上第42条第2項の道路に該当し、幅員が4mに満たない場合はセットバックを要する可能性があります。詳細は箱根町にお問い合わせください。</p> <p>○敷地北側道路側に砂防指定地（上ノ沢2）があります。区域の指定等に関することは神奈川県県西土木事務所小田原土木センターにお問い合わせください。</p> <p>○敷地の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されています。区域の指定等に関することは神奈川県県西土木事務所小田原土木センターへ、地域防災・避難等については箱根町へお問い合わせください。</p> <p>○上水道については、敷地北東側道路に本管（管径不明）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。</p>					
（裏面にも記載があります。）						

参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none">○下水道については、敷地北東側道路に汚水枝線（200mm）敷設されておりますが、接続箇所は坂の上のため、汚水圧送が必要です。（敷地内に浄化槽の一部が存置されており浄化槽を設置し沢への排水も可能ですが、周辺環境へ配慮の上ご検討ください。）○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県が許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。○参考に、存置物の配置図を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、配置図と異なる状況が確認されたとしても、撤去及びその他の費用については、県は対応しません。
------------------	--

案 内 図

広域



詳細



明 細 図

地 積 測 量 図

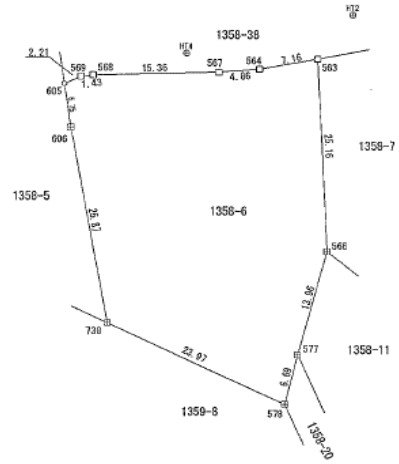
地 番 1358-6
土地の所在 足柄下郡箱根町宮城野字日影山

座 標 求 積 表

地 番	1358-6		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
563	-82182.944	-70452.637	-1676843.213237
564	-82184.287	-70459.672	120556.498792
567	-82184.655	-70464.524	49888.882992
568	-82184.995	-70479.881	37636.256454
569	-82185.189	-70481.305	78375.211160
605	-82186.107	-70483.323	466952.014875
606	-82191.814	-70482.601	2201312.594432
738	-82217.339	-70476.372	2554911.453372
578	-82228.065	-70456.932	297962.365428
577	-82221.568	-70455.316	-1407485.847732
566	-82208.068	-70451.678	-2721125.611072
	積面積		2140.615464
	面積		1070.3077320
	地積		1070.30 m ²
	坪数		323.76

恒 久 的 地 物 の 座 標 値			
点 名	X座標	Y座標	標 高
HT4	-82182.140	-70468.486	多角点
HT2	-82177.182	-70448.325	多角点

測 地 系	任意座標系
座 標 系	
測 量 年 月 日	平成28年1月28日



鉄 柱 凡 例

田	コンクリート柱
□	金 属 柱
⊕	鉄
⊗	ブ ラ 杭
○	掘 上 点

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



物 件 調 書

物件番号 9

物 件 名		元相模原総合高等学校 小グラウンド 2				
所 在 地		相模原市緑区大島1229番54				
住 居 表 示		未実施				
地積（実測）		1,838.33㎡	地 目	学校用地	形 状 整 形	
接面道路の幅員及び構造		南東側で幅員約6.0mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道大島382号）に約50cm高く接面し、北東側で幅員約6.0mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道大島395号）に約50cm高く接面し、南西側で幅員約4.0mの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道大島61号）に約50cm高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化調整区域				
		用途地域	—			
		建ぺい率	50%	容 積 率	80%	
		その他規制	相模原市開発審査会提案基準22等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
その他の法律	宅地造成等工事規制区域等					
上記法令等に関する詳細は、相模原市にお問い合わせください。						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		供給処理施設の状況	電 気	可
	負担の内容	—			上 水 道	可
					下 水 道	可
					都市ガス	未整備
交通機関	鉄 道	JR横浜線「橋本駅」から南西方約3.0km				
	バ ス	神奈川中央交通「合野原」から南東方約0.4km				
参 考 事 項	<p>○敷地には、ネットフェンス、門扉、擁壁、防球ネット及び支柱、カーブミラー、水道設備、電柱等が存置しています。これらすべて含めた現況での引渡しとなります。</p> <p>○敷地内は平坦で傾斜はありません。</p> <p>○本敷地は、「相模原市開発審査会提案基準22」により次の条件等が適用されます。 ※詳細は相模原市にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、「自己の居住の用に供するための住宅」、又は「第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」の建築ができます。 ・区画の分割、統合又は分割統合を行う場合には、1宅地は150㎡以上とすること。 ・市道大島61号線から2m後退すること。 <p>○敷地北側の一部が浸水（内水）想定区域（0.5m以上1.0m未満）となっています。敷地西側の一部が浸水（内水）想定区域（0.2m以上0.5m未満）となっています。指定、取扱いについては相模原市にお問い合わせください。</p> <p>○敷地の周囲はコンクリートブロック塀及びネットフェンスで囲われています。</p> <p>○敷地北東側に東京電力PG（株）の電柱2本・支柱1本、NTT東日本（株）の共架電線2本・支線1条、KDDI（株）の共架電線2本、ジェイコム（株）の共架電線2本が存置しています。それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。</p> <p style="text-align: right;">（裏面にも記載があります。）</p>					

参
考
事
項

- 敷地西側において、隣接地権者の鉄板囲いの一部が県有地へ越境しています。
越境に関しては隣接地権者と覚書を締結し、越境物の改修工事を実施する場合には、隣接地権者の費用にて、自己所有地内に設置するものとしています。
- 敷地内には、上水道・下水道（雨水）に係る設備が存置しており、当該設備の所有権境界は敷地境界とします。
- 上水道については、南東及び南西側道路に本管（100mm）、敷地北東側に本管（200mm）が敷設されていますが、敷地内の給水管へは接続されていません。
敷地は元相模原総合高等学校と一体で使用していたことから、給水が同校から接続されていましたが、同校で予定されている除却工事に伴い敷地外の管は撤去予定です。
- 下水道（雨水）については、敷地南西側道路に雨水管（300mm）、敷地南東側道路に雨水管（600mm）が敷設されていますが、敷地内の透水管・雨水枦からは接続されていません。
敷地は元相模原総合高等学校と一体で使用していたことから、雨水排水が同校へと接続されていましたが、同校で予定されている除却工事に伴い、敷地外の管は撤去予定です。
- 下水道（汚水）については、敷地南西、南東、及び北東側道路に汚水管（200mm）が敷設されていますが、敷地内には汚水設備がないため接続されていません。
- 本敷地については、土壌汚染調査、地耐力調査は、実施しておりません。
- 本敷地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は相模原市の許可が必要です。詳細は相模原市にお問い合わせください。
- 本敷地には、地下に横浜市のずい道（相模湖系導水路の相模ずい道）が布設されており、耐震診断等の結果、耐震性能確保のために補修が必要であることが横浜市より公表されています（令和15年度以降の耐震化工事が予定されています）。詳細につきましては、管理者である横浜市水道局青山水源事務所にお問い合わせください。
横浜市水道局青山水源事務所 連絡先： 042-784-0633
ファックス： 042-784-4058
メールアドレス： su-kawaijosui@city.yokohama.lg.jp
- 本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。

案 内 図

広域



詳細



明 細 図

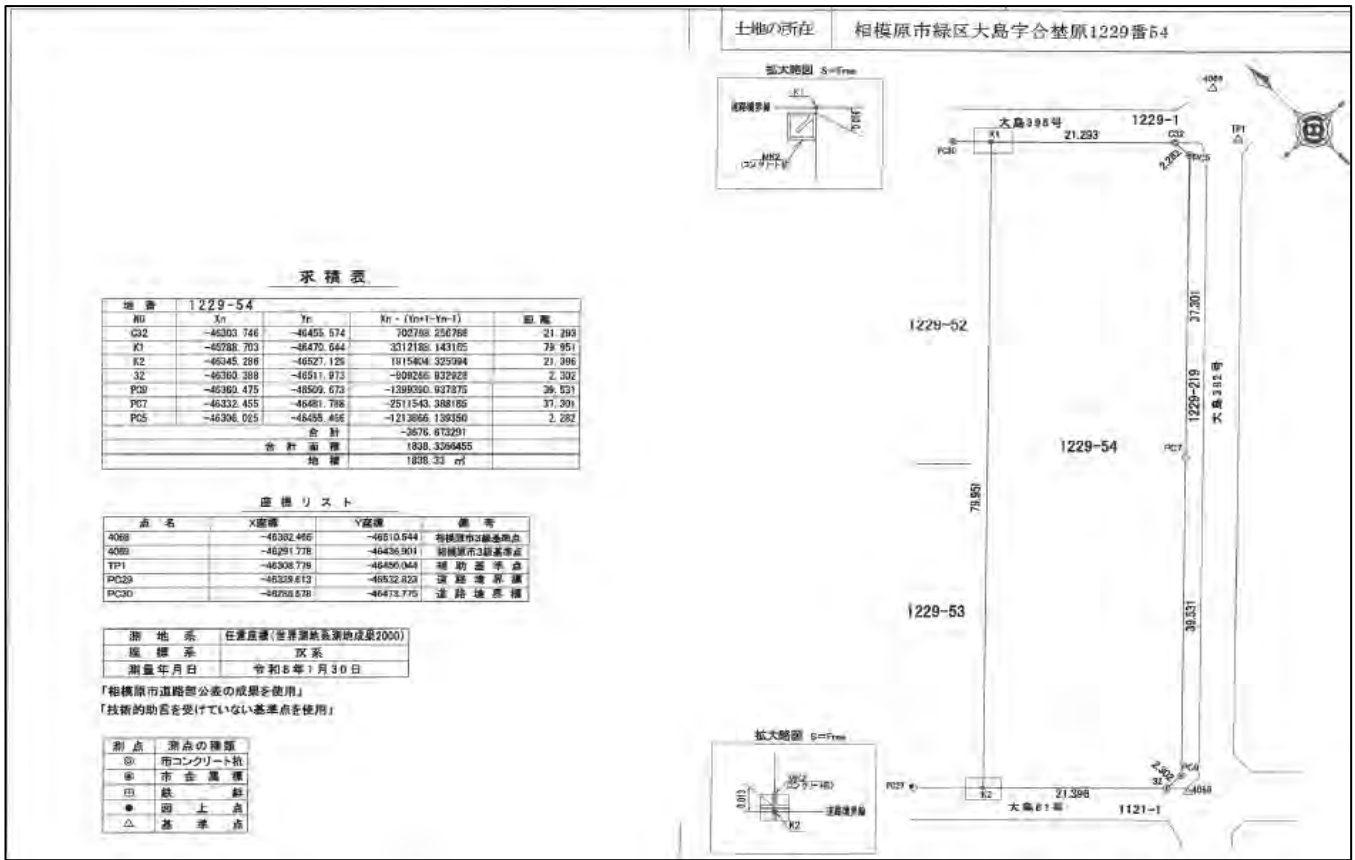


写真1



写真2



写真3



写真4

